

平成27年(ワ)第13562号

福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 国 外1名

令和6年7月17日

東京地方裁判所 民事第50部 合議係 御中

原告 第37準備書面(その1) 【仇返し】

(被告国第26準備書面に応える前に語っておかなければならぬ)

原 告 井 戸 川 克 隆

目次

はじめに	3
第1章 前期（本件事故前のこととを言う）	5
1 原告の知見の提示.....	5
(1) 審議官の事故後の言い逃れ	5
(2) 甘利明経産大臣の新聞広告 (甲ハ第190号証)	7
(3) 枝野幸男官房長官のつぶやき (甲ハ第191号証)	8
(4) 平成22年度 福島県原子力行政のあらまし (甲イ第19号証) (91頁)	9
(5) 原発津波対策はなぜ後手に (甲ハ第192号証)	11
(6) 双葉町の広報誌は重要な証拠.....	16
(7) 福島第一原子力保安検査官の約束 (甲イ第55号証)	22
(8) 被告東電の津波安全宣言.....	26
ア 津波に対する安全性について (甲イ第56号証)	26
イ 被告東電は、869年貞観地震を語っている ① (甲ロ第114号証)	28
ウ 津波に対する安全性もウソ ②	34
エ 8メートル津波で建屋浸水 民友新聞記事 (甲ハ第194号証)	36
オ 福島民友新聞記事 平成30年5月1日 (甲ハ第195号証)	39
カ 福島民報記事 (甲ハ第196号証)	41
キ 朝日新聞記事 平成30年3月18日 (甲ハ第197号証)	44
(9) 第一原発の秘密会議録 (甲ロ第115号証)	46
(10) 被告東電の資料 (甲ロ第116号証)	52
(11) 貞観津波問題協議の実態 (甲ロ第117号証)	57
● O P + 10m盤と津波	58
(12) 酒井俊朗氏のメールから見えてくるもの (甲ロ第118号証)	66
(13) 本当の加害者たち (甲ロ第119号証)	70
(14) 東日本大震災の勝者 (甲ロ第120号証)	73
(15) 総務省 OFC 勧告 第一次勧告・回答 (甲ロ第121号証)	76

(16) 津波対策の推進に関する法律	(甲イ第 57 号証)	84
まとめ		86

はじめに

1 たった一人の決断が地獄への道行だった。それは、ある時、東京電力本店で行われた「御前会議（福島第一原発の津波対策の先送り）」の決断だった。東京電力はこの時、新潟県の柏崎刈羽原発が、中越沖地震の影響で、すべての原発の運転を停止していた。この復旧工事の費用と、運転停止に伴う収入減と合わせて、大幅な赤字経営に陥っていた。

平成 22 年のある日、福島第一原発の土堂広一副所長が、双葉町役場の町長応接室で、双葉町長と対面していた。話題は第一原発の地震対策について（この時、津波について決して言葉にせず）、地震対策工事に着手する時期については、柏崎刈羽原発の改修が終わり、運転再開し、債務超過を回復した後になるということを話題にしていた。双葉町長はこの時、本店の「御前会議」の内容など全く知らされておらず、土堂副所長の話をきくだけだった。

2 双葉町にはこの時、福島県から示された平成 17 年度「福島県沿岸市町津波避難計画策定の手引き」を基に、双葉町の津波避難計画の素案（甲ロ第 112 号証）が、平成 19 年に資源エネルギー庁の委託で財電源地域振興センターが請け負い、平成 20 年 3 月に双葉町津波防災計画策定基礎調査報告書が作られていた。

この報告書に目を通していった双葉町長は、中央防災会議の「長期評価」の内容とか、東電設計が報告した福島第一原発に波高 0P + 15.7 m の津波予測など全く知らなかった。知っていたのは、福島県が示した津波避難計

画策定の手引きに記されていた双葉町の最大波高の 0P + 3.8 m だったので、土堂副所長が 0P + 15.7 m の波高を知りながら、地震対策のみの話題についていたことは、双葉町長辞任後まで知らなかった。

たった一人の決断について、本店の「御前会議」で示された「津波対策は不可避」という上申を、勝俣恒久社長が下した「対策工事は不可」という決断と、東電の「柏崎刈羽原発復旧工事優先」という誤導により、たった一人の双葉町長の判断が日本の命運を変えてしまった。

たった一人、それぞれの二つの判断には、0P + 15.7 m の波高を知りながら津波対策を指示しなかった一人と、「0P + 15.7 m 波高の不告知」により津波対策を求められなかつた一人とは、正と負の対立関係にある。

3 この二人の対立を知りながら、規制を行わなかつた規制主務省庁の経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院が加わり、本件事故後は二（被告国・同東電）対一（原告）となり、前期（本件事故前を「前期」という。）に執り行った行為（防災訓練等）、約束（事故対応の法・マニュアル等）を、事故発生時（平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 31 日までを初期と呼ぶ。尚、平成 24 年 1 月 1 日から現在までを中期と考えている。）には原告ら（発電所周辺自治体 6 町）を、優越的地位を悪用し、事故対応体制から合意・委任の手続きもせずに、勝手に排除するという破廉恥で、「卑怯極まりない不作為」を初期からから今日までに至つてゐる。

特に被告国は、前期の法律に定められていた、原子力災害から国民（以降、発電所周辺監視区域外の双葉町民を「国民」という。）の生命、身体及び財産を保護せよという定めを葬り、拳句に原子力事故被ばく被害回避の最高の手段である、放射性物質から離れる必要性を世論操作で、100 ミリシーベルト以下は発症しないと「国民」を騙して（甲口第 113 号証）、避難をさせなかつた規制主務省庁の責任を、国際機関という美名のウソの策文で国民を騙し、甚大な被害を国民自身の「自助」に責任を転嫁している。

4 このような、明確な責任を不間にさせているのは、津波対策をしても事故は防げなかつたという、最高裁判所の裁判官らの「国民」を愚弄した公務員職権濫用罪と思しき判決である。

当準備書面は、「その 1」として、被告国第 26 準備書面への反論の根拠を

示すことを本旨とし、「その2」に反論の本文を述べることとする。

「その1」の表題を「仇返し」としたことは、「庇を貸して母屋を取られる」の例えと同意であり、福島第一原子力発電所の5・6号機が立地している場所は、双葉町行政の管轄下に在り、被告東電に利益をもたらした恩義があるのに、この恩を、原発事故の随伴事象によって、双葉町災害対策本部の管轄権・順法義務を「空疎にして怨念」に変えてしまったことを表現している。

第1章 前期（本件事故前のことを言う）

1 原告の知見の提示

(1) 審議官の事故後の言い逃れ

下記の、平成 27 年 10 月 25 日 高知新聞記事（甲ハ第 189 号証）には、原子力安全・保安院の根井寿規審議官が、平成 22 年度に行ったプルサーマル運転承認のための、福島県原子力安全確保技術連絡会会議に絡んだ新聞記事で、本件事故後に以下のように「重要施設の水密化はできたかもしれない」と語っている。

規制の独立教訓　元原子力安全・保安院審議官の根井寿規・政策研究大学院大教授の話　機会はあつたのに重要な津波評価が後回しになつた。前年だつたので震災までに、防潮堤など本格的な津波対策が間に合つたとは思わないが、重要施設の水密化などはできたかもしれない。一般に再稼働やブルサーマルを実現したくて、地元の要求を丸のみするということが、保安院時代にはあつた。原子力の安全規制を、原子力利用推進や政治から独立させることといかに大事かという教訓だ。

同上記事を読んでいくと、2011年3月11日、東京電力福島第一原発を襲った大津波は、「機会はあったのに重要な津波評価が後回しになった。」と根井

審議官は自分の責任を語ることもなく、「機会はあったのに～」と無責任なことを言っている。「前年だったので震災までに」という言葉は、聞き捨てでできない。前年を2010年3月11日だとすれば、全ての発電所の運転を停止して、燃料プールは100°C以下にしておけば、2011年3月11日の時点で、外部電源の遮断と大地震並びに大津波が発電所を襲っても、核燃料は臨界に達することなく、水素ガスの発生と爆発はあり得なかった。「防潮堤など本格的な津波対策が間に合ったと思わないが、」とは責任逃れを語っている。下記に記したような、長期評価の隠ぺいや、東電設計が報告したOP+15.7mの波高の津波の情報が隠されなければ、地震・津波対策が完了するまで、第一原子力発電所の運転は止めるよう、双葉町は要請していたので、防潮堤など本格的な津波対策が間に合わなくても、過酷事故は防げた。「重要施設の水密化などはできたかもしれない。」これも、防潮堤など本格的な津波対策が完成するまで発電所の運転を止めさせたので、同時に水密化は完成していたと判断できる。「一般に再稼働やプルサーマルを実現したくて、」と「地元の要求を丸呑みする」ということが、」は、地元が安全を無視していると思わせるようなことを語っているが、原告らの原発所在町とのすり合わせのない根井審議官のウソに、全く取り合えるものではない。

「2011年3月、東京電力福島第一原発を襲った大津波は、何年も前から危険性を警告されていたにもかかわらず、危険性が隠ぺいされ続けたことが『本件』の原因になった。一つのチャンスは事故の前年。同原発3号機でプルトニウムを含む燃料を使用する『プルサーマル運転』を行うことを福島県が了解する条件として、原発の耐震安全性が求められた時だ。『政府部内にも津波対策を求める声もあったが、国策のプルサーマル推進が優先され、チャンスは捨てられた。』」とあるが、チャンスを捨てた安全・保安院が言う言葉ではない。

原告はなぜ、ここに上記の新聞記事を載せたのか説明すると、被告国が言う科学的根拠の論拠を検証するための、場所（個所）、用法、形状、機器・装置等の重力加速度値、塑性限界値、ズレ・変位、その他の強度、脆性破壊試験値、腐食・減肉、もうさ及び用途別・種別、数量、単位、公差など各項目の計算式並びに計算結果等があいまいにされているので、被告国がいう「科学的根拠」の追試ができないからである。

「原子力利用推進や政治から独立させることがいかに大事かという教訓だ。」とは、納得できない言葉だ。原告は「原子力行政はウソの塊で、規制の独立を天下りや政治献金で汚染されていた」ために、安全規制がでたらめだった結果、事故を招いた「人災」であると判断している。

(2) 甘利明経産大臣の新聞広告 (甲ハ第190号証)

«以下は、2007年3月29日朝日新聞広告記事»

世界で一番安全安心な 原子力立国を目指します。

—なぜ今改ざんが明らかになるのか?—

それは私が「事実を隠さず出すように」と指示したからです。

平成15年に電力会社の不正問題を受けて、原子力発電の検査体制の抜本的強化を行ったところです。昨年秋、電力会社において平成15年以前のデータ改ざんが、次々に明らかとなっていました。過去のこととは言え、私は、このような問題が続く限り、国民の皆様の電力会社に対する信頼はいつまでも得られないと考え、昨年11月に、全電力会社に対して、全ての発電設備について、過去に遡りデータ改ざんや必要な手続きの不備その他同様な問題がないかの総点検を行うよう指示しました。これを受け、各電力会社は、社内文書の再調査だけでなく、既に退職した社員も含め、聞き取り調査を行っています。その結果が3月30日(金)までに出てくることになっております。

今回の総点検の作業の過程で極めて問題と言わざるを得ない事案も出てきており、国民の皆様にはご心配をおかけしています。今般の各電力会社からの報告書を精査して原子力発電のより一層の安全の確保を図ります。総点検の4つのねらいを達成するよう全力で取り組み、世界で一番安全で安心な原子力立国を目指します。



経済産業省
Ministry of Economy,
Trade and Industry

経済産業大臣 甘利 明

総点検の4つのねらい

その1 過去の不正を清算

過去の不正を清算し、記録を改ざんし続けていくという悪循環を断ち切り、正しい記録を残すため、過去に遡って不正を清算しておくことが必要です。

その2 不正を許さない仕組み

基準などから逸脱したことがあった場合でも、その事実を改ざんしたり隠したりすることなく、正確な情報を、逸脱した原因や評価結果とともに開示していくよう、仕組みを作り上げることが必要です。

その3 事故・トラブルの情報を共有

個々の事故やトラブルについて原因を究明し、再発防止対策を講じ、かつ、その情報を他社も含めて共有することにより、安全性を一層向上させます。

その4 安全確保を大前提に

電力会社の体質を改善させ、公益事業者として、安全確保を大前提に、電力を安定的に供給していく基盤を強固なものにします。

上記は、異例で経済産業大臣が自ら名乗り、総点検の4つのねらいとして、「過去の不正を清算、不正を許さない仕組み、事故・トラブルの情報を共有、安全確保を大前提に」というスローガンが示されていて、「世界で一番安全安心な原子力立国を目指します。」と、過去の不正を反省し、世界で一番安全安心な原子力立国になると宣言している。

世界で一番安全安心であるはずの福島第一原子力発電所は、3・11になす術もなく壊れたのは、「**世界で一番危険な発電所でした**」という正体

を、立証したのである。

本件事故後、甘利 明議員から、本件事故についてコメントされていないが、世界で一番安全安心な原子力立国ではなかったと、被告国が福島第一原子力発電所の事故についての釈明をすることが、当裁判で必要だと考えている。

(3) 枝野幸男官房長官のつぶやき (甲ハ第 191 号証)

《下記は、2011年8月25日 朝日新聞夕刊より》

東電の大津波想定
枝野氏「遺憾」
内閣が検証へ

枝野幸男官房長官は25日の記者会見で、福島第一原発が想定を超える津波に見舞われる恐れがあることを東日本大震災前に東京電力と経済産業省原子力安全・保安院が把握していた問題について、「大変遺憾だ」と述べ、内閣として事実関係を検証する方針を明らかにした。
枝野氏は「大規模な津波の到来の可能性を東電は2008年に認識しており、十分に対応する時間的余裕があった」と指摘。東電から報告を受けながら公表しなかった保安院についても「（政府の事故調査・検証委員会が）調査しなければ出てこなかつたというのも遺憾だ」として、対応を批判した。

上記の記事を抜き出すと〔枝野氏は、「大規模な津波の到来の可能性を東電は2008年に認識しており、十分に対応する時間的余裕があった」と指摘。東電から報告を受けながら公表しなかった保安院についても「（政府の事故調査・検証委員会が）調査しなければ出てこなかつたというのも遺憾だ」として、対応を批判した。〕と記されている。

この記事は、時の官房長官の発言なので、大変重いものと、原告は受け止めている。原告が解釈する「十分に対応する時間的余裕」とは、双葉町が東京電力と結んでいた「安全確保協定」に基づいて、福島県原子力安全確保技術連絡会で、「大規模な津波の到来の可能性」について、協議・討論し、その結果を、福島県原子力安全確保連絡会で、被告東電と被告国に報告・説明させ、それを審議し、発電所所在町の意見を集約する必要があった。

この記事の内容から判断できるのは、大津波が予見されていたのだから、「想定外」という事故の責任回避は不可能だということである。

しかし、発電所所在町は**不利益情報の不告知**によって、「**大規模な津波の到来の可能性**」について、審議すること、意見集約すること、対策が完成するまで発電所の運転を止めることを要求することが妨げられて、本件事故を防ぐことができなかつた。

ここで、枝野幸男官房長官自ら、分かっていながら発電所の津波対策をさせなかつた原子力安全・保安院の「不作為」を立証している。

(4) 平成 22 年度 福島県原子力行政のあらまし (甲イ第 19 号証) (91 頁)

原告らは、常に原子力事故の発生に脅えていた。原子力発電所から毎日届けられる膨大なトラブル情報に、気を休めたことはなかつた。我慢に耐えられなくなると、下記のような安全対策について、東京電力株式会社に対して、安全優先で事業の継続を行うよう要請を繰り返し行つてゐた。

したがつて、本件事故は決して想定外ではないことは、下記に示したように福島県内の行政組織を挙げて、発電所所在地として安全対策を最優先課題としている強い意志を東京電力株式会社に伝えていた。

福島県にある原子力発電所が、通常において福島県民への信頼性が欠如していたから、以下のような申し入れを行つた。ここには、福島県内の全ての行政組織が入つてゐるということは、当然双葉町も含まれてゐる。

○ 福島県の 6 団体

平成 19 年 9 月 11 日、福島県、県議会、市長会、市議会議長会、町村会、町村議会議長会の 6 団体が合同で、国や各政党に対して、原子力発電所の安全確保について下記の緊急要望を実施した。

(1) 耐震安全性の確保、強化について

- ① 今般の耐震安全性に対する不安を根本から払拭するため、新指針に基づく原

子力発電所の耐震安全性の再評価を行う公平・中立な第三者委員会を国において設置し、最新の知見をもとに活断層の状況等も含め、速やかに福島第一・第二原子力発電所の再評価を行い、地震国日本における**原子力発電所の耐震安全性に対する信頼回復**に努めること

② 今回、**想定外の事態が発生したこと**を踏まえ、原子力発電所の総合的な**耐震安全性確保・向上の取組み**について、早急に抜本的強化を図ること

- ・ 県民に対する情報公開を一層強め、県民の不安解消に努めること
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所で発生した火災や放射性物質の漏えいなどのトラブルについて、徹底した原因究明を行い、**耐震安全性を強化すること。**

ここに、福島県すべての行政機関が、耐震安全性の強化について被告国及び被告東電に申し入れを行っていた。したがって、SBO対策を行わなくてもよいという、意思を示していないことが分かる。むしろ、徹底した耐震安全性を強化するよう、申し入れを行っていたことが、ここに証明される。

平成22年福島県原子力行政のあらまし（95頁）

7・7	福島県・立地町は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、専門家同席の下、福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性について説明を求める。
7・12	福島県・立地町は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、専門家同席の下、福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性について説明を求める。
7・13	福島県・立地町は、福島第一原子力発電所耐震安全向上の取組状況を確認するため立入調査を実施。
7・26	原子力安全・保安院が福島第一原子力発電所3号機耐震安全性評価中間報告書について、 妥当と評価。

上記は、平成22年7月の記録である。「7月26日に、原子力安全・保安院が、福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性評価中間報告書において、耐震安全性評価を妥当とする見解を示している。」ことに注目しなければならない。中間報告書の内容が妥当とされた後に、本件事故が発生したのだから、「**妥当**」ではなかった。原子力安全・保安院の妥当とした判断が、間違った

ので本件事故に至ってしまった責任は、原子力安全・保安院に存在する。したがって、被告国は本件事故後に、責任を免れることは絶対にできない。

(5) 原発津波対策はなぜ後手に (甲ハ第 192 号証)

ここで問題にしなければならないのは下記に示した、2015年10月25日付の高知新聞記事に、被告らが、本件事故を惹起させた内容（真因）が記されていることである。

「2011年3月、東京電力福島第一原発を襲った大津波は、何年も前から危険性を警告されていたにもかかわらず、危険性が無視され続けたことが問題になった。一つのチャンスは事故の前年。同原発3号機でプルトニウムを含む燃料を使用する『プルサーマル』を行うことを福島県が了解する条件として、原発の耐震安全性が求められた時だ。政府部内にも津波対策を求める声もあったが、国策のプルサーマル推進が優先され、チャンスは捨てられた。」

原告はなぜ、ここに上記の新聞記事を載せたのか説明すると、被告東電と被告国が言う「想定外」に納得できないからである。原告がもし、隣の家に糞尿やがれきを無断で放り投げたら「想定外」、建設残土を公道に廃棄しても「想定外」、他人にお茶を振りかけても「想定外」、まして、発電所敷地内にごみを投げても「想定外」と言えるだろうか？しかし、被告らは、無断で放射能を浴びさせたが、知らないふりをしている。これが彼らの常識なのだろうか。
原告はみだりに想定外という言葉を使うことはない。

下記の資料を、人の道理・条理から判断すれば、被告らが無罪でいられるはずがない。

NISAの行動規範

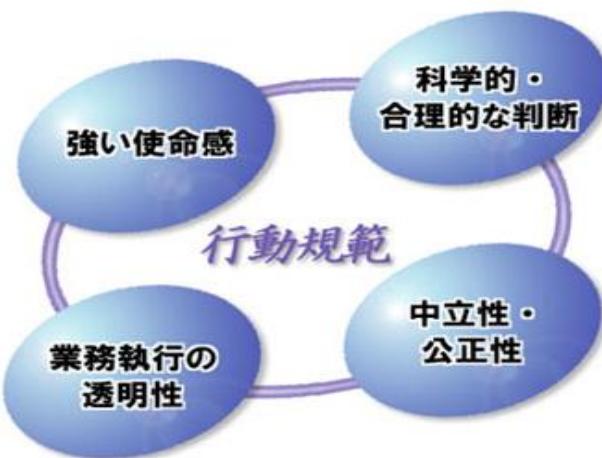
NISAは、エネルギー施設や産業活動の安全を守り、万一の事態に的確に対応するため、「強い使命感」「科学的・合理的な判断」「業務執行の透明性」「中立性・公正性」の四つを行動規範としています。

第一に「強い使命感」に基づき緊張感を持って業務を遂行します。

第二に、安全・保安行政の専門家として現場の実態を正確に把握し、「科学的・合理的な判断」のもとに行動します。

第三に、国民の皆様の信頼と安心感を得るために「業務執行の透明性」の確保に努めます。情報公開に積極的に取り組み、自らの判断について説明責任を果たしていくことを重視します。

第四に、「中立性・公正性」を大前提として安全・保安行政を遂行します。



《以下は、高知新聞記事を分解貼り付けしたもの》

安全規制を行う原子
力安全・保安院は経済
産業省のもとに置かれ、原発を推進する資
源エネルギー庁と一緒に屋根の下にあった。この結果、厳しい安全性のチェックは行われず、事業者にも弱腰だったことが事故の遠因になつたと指摘されてい
る。

は、政府事故調に「昔から耐震安全性の審査室長だった小林勝は事業者の言いなりをやっている人の中に

上記枠内は、原子力安全・保安院の体質が示されている。また、小林勝は「昔から耐震安全性の審査をやっている人には、事業者の言いなり」と耐震安全審査室長が語ったことは、ウソでしたということにはできない。

で、波風を立てずに、
という人もいた。保安
院が事業者から軽く見
られていた」と証言し
ている。

小林が耐震審査の現
場責任者になつたのは
09年6月。
産業技術総合研究所
の岡村行信が最初に貞
觀津波を指摘したのは
その直前で、3号機ブ
ルサーマル問題が浮上
したころには、小林は
貞觀津波への懸念を強
めっていた。研究者によ
る警告が相次いでいた
ためだ。

小林は「3号機の津
波評価の実施を当時の
課長の野口哲男に直訴
したが、野口らに圧力
をかけられた」と証言
している。

「『野口君、今の君
は推進側じゃないから
ね』と冗談めかして言
われていた。立ち位置
を間違えるなど……」
事故をめぐって検察
調査会が7月末、「福
島原発告訴団」などが
告訴・告発していた勝
俣恒久元東電会長ら旧
経営陣3人を起訴する
べきだとの2度目の議
決を公表。業務上過失
致死傷罪で強制起訴さ
れる。

09年、経済産業省
子力安全・保安院（当
時は06年に改定さ
れた原発耐震指針に沿
つて、既存原発の安全
性を確認する「耐震バ
ックチェック」に追わ
れていた。1978年の旧
指針策定以降、大き
き進んだ地震や津波
の研究を反映させる作
業は多忙を極めてい
た。

前頁の上段右には、保安院は事業者から軽く見られていた。同上段左には、小林は貞觀津波への懸念を強めていた。とそれぞれ語っている。原子力安全・保安院の体質の現れなので、本件事故には何もしなかったと判断する。

同下段には、「小林は3号機の津波評価の実施を当時の課長の野口哲男に直訴したが、野口らに圧力をかけられた」とは、野口が事故を惹起させたのである。

そのさなかの09年6月、福島第1原発を議

翌年2月、福島県知事の佐藤雄平は県議会で、東電の不祥事で凍結していた同原発3号機のフルサーマルについて、耐震安全性の確認など3条件が満たされれば同意する方針を表明した。

前頁の下段では、岡村行信が指摘した「貞観の地震というものがあって、津波に関しては非常にでかいものが来ている。調査結果も出ているが、全く触れられていない」。「貞観の津波が再来したら福島第1も無事では済まない。」は事実だった。

上記では、「その2か月後、福島県原子力安全対策課長の小山吉弘はその耐震安全性確認の範囲をめぐる折衝で資源エネルギー庁を訪れ、原子力立地・核燃料サイクル一産業課長の森本英雄と相対した。～小山によれば、森本はこう迫った。「津波などは含まない評価でいいんですね」。小山と荒竹は「国で判断してほしい」と繰り返す。森本は実名での取材に応じていらないが、了承と受け取ったとみられる。

産業課長の森本英雄と相対した。新任の県生活性環境部次長、荒竹宏之も同席していた。小山によれば、森本はこう迫った。「津波などは含まない評価でいいんですね」。小山と荒竹は「国で判断してほしい」と繰り返す。森本は実名での取材に応じていないが、了承と受け取つたとみられる。

直嶋の説得に臨んだのは後に東電顧問に天下りして批判されたエネ庁長官、石田徹。エネ庁が残したメモによれば「大臣からご指示いただければ作業を開始する」と迫る石田に、直嶋は「そうしようか」と述べ、「津波抜き」に同意した。だが、保安院にも津波被害を懸念する人間はいた。保安院耐震安全審査室長の小林勝だ。小林によると10年7月ごろ、意を決して上司の原子力発電安全審査課長・野口哲男に直訴した。「（津波の問題を含めて）原子力安全委員会で議論した方がいい」と答えた。

前頁下段では、経産相 直嶋は「**そうしようか**」と述べ、「**津波抜き**」に同意した。**ここで本件事故の不作為が確定した。**

こともある野口は言っているから、余計なことを言うな」
保安院のノンキャリア人事を担当していた原昭吾も小林に警告した。「あまり関わるとクビになるよ」
野口も原も、保安院で、3号機ブルサーマルをめぐりエネ庁との窓口役を務める人物だった。

上記について語ると、福島第一原子力発電所3号機にモックス燃料を装荷する事案、いわゆるブルサーマル推進会議に使う資料の中に、津波を議題とする記述を加えないように、福島県とエネルギー庁が密談をしていたことを暴露した記事である。この**密約によってまとめられた会議資料**で、福島県原子力安全確保技術連絡会は、地震のみの安全確保を議論した。

原告は、この時の会議資料をつぶさに調べると、津波についての設問と議

論の記述はなく、地震についてのみの安全性の確保がなされているという、「津波抜き」の虚偽で、3号機にモックス燃料の装荷を認めさせられたことが判明した。

この会議を経て、双葉町役場職員の復命書に、原告は押印してしまった。事実が伴わない報告書を作らせられた職員を責めるよりも、インチキな作文を事実と思わせた被告国と福島県の責任は、本件事故を惹起させた津波対策を実施する以前の責任が、この新聞記事で示された。

原告が、ここに上記会議の偽装工作を示したのは、津波対策をしたのか、しなかったのかの現場の議論の前に、事務屋たちが津波対策をしないように、工作をしていた不作為を示すためである。本件事故の真因が見えた。

(6) 双葉町の広報誌は重要な証拠

ア 平成17年度 双葉町広報誌「エネルギーのまちふたば」(甲イ第53号証)

★原子力発電所の地震対策

原子力発電所は、いかなる地震でも事故を起こしたり放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれることのないように建設されています。
「敷地内で想定されるどんな地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせること」が原子力発電所の耐震設計の目的です。

原子力発電所の地震対策

地震対策の7つのポイント

- ① 活断層の上には作らない
- ② 岩盤上に建設
- ③ 最大の地震を考慮した設計
- ④ 信頼性の高い解析プログラムを用いた評価
- ⑤ 自動停止機能
- ⑥ 大型振動台による実証
- ⑦ 津波に対する対策

出典：(財)日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集（2005－2006年版）

上記は、双葉町民の安全が保障されたものである。

「原子力発電所は、いかなる地震でも事故を起こしたり放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれることのないように建設されています。『敷地

内で想定されるどんな地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やす、放射性物質を閉じ込める機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせること』が原子力発電所の耐震設計の目的です。」と日本原子力文化振興財団が語っている。しかし、本件事故では地震・津波で、民間建築物よりも簡単に発電所が壊れた原子力発電所の耐震設計の目的とは、なす術もなく発電所が壊れる耐震設計だったことを示した。

さて、上記の右側にも、注目しなければならない。地震対策の7つのポイントが記載されているが、⑦には、「津波に対する対策」が記されている。この広報誌は平成17年度版なので、2011年3月11日から遡ること6年前に作られていたので、原子力発電所の地震対策は①から⑦まで完成していかなければならない。完成していないことを記載していたら、虚偽公文書作成同行使になってしまって、日本原子力文化振興財団には責任がある。しかし、本件事故では福島第一原発はすべての機能が停止し、爆発までしてしまった。上記の広報誌の内容はウソだったので、本件事故は人災である。

イ 平成21年度 双葉町広報誌「エネルギーのまちふたば」(甲イ第54号証)

以下の事柄が記されている通り、7つの対策が施されているので、双葉町としてはこれを信頼していたので、津波については何も心配することはなかった。

●原子力発電所の安全確保

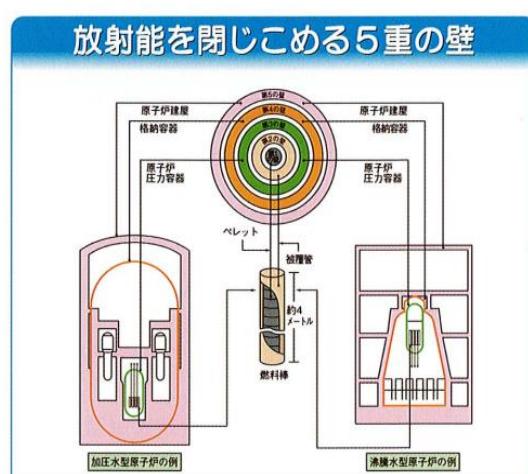
★基本的な考え方

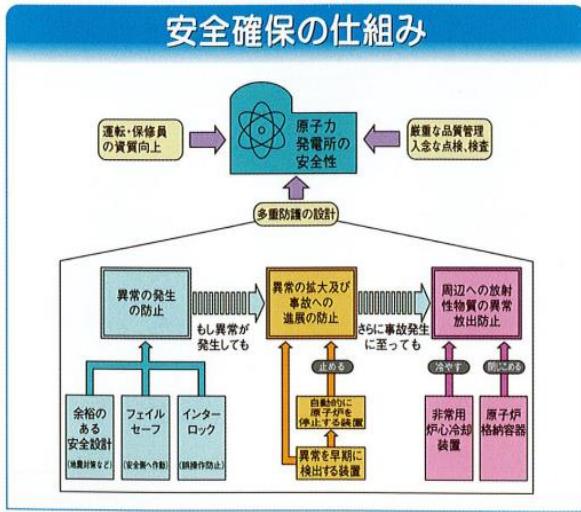
原子力発電所の安全確保の基本は、周辺環境や人々に放射線による影響を及ぼさないことです。そのため原子力発電所は「多重防護」の考え方を基本としています。万が一のときも原子炉を「止める」「冷やす」放射性物質を「閉じこめる」ことで安全を確保しています。

★原子力発電所の安全確保

①放射性物質を閉じ込める構造

5重の壁（ペレット、被覆管、原子炉圧力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋）によって放射性物質を閉じ込める構造になっています。





出典：財日本原子力文化振興財団「原子力・エネルギー」図面集(2009)

②多重防護

- 1 異常の発生を防止するための対策
 - i 余裕のある安全設計
 - ii 誤作動や誤操作によるトラブルの防止
- 2 事故への進展を防止するための対策
 - i 異常を早く発見できる設計
 - ii 自動的に原子炉を停止できる設計
～「止める」～
- 3 放射性物質の異常な放出を防止する対策
 - ～「冷やす」「閉じ込める」～
 - i 非常用炉心冷却装置（ECCS）
 - ii 原子炉格納容器

上記資料の 16 頁には、以下のような理が記されている。

【★基本的な考え方 原子力発電所の安全確保の基本は、周辺環境や人々に放射線による影響を及ぼさないことです。そのため原子力発電所は「多重防護」の考え方を基本としています。万が一のときも原子炉を「止める」「冷やす」放射性物質を「閉じ込める」ことで「安全を確保しています」。】はウソだった。

《多くの国民並びに世界中の皆さんは、上記のウソを下記の映像で確認した》



«上記は、平成23年3月13日 福島民報新聞記事» この姿が、被告国がいう事故前の「科学的・技術的知見の正体」と原告は理解している。

1号機の爆発物はやがて、原告の頭上に達し、更に北上していった。この風下の住民たちは、おびただしい被ばくをさせられてしまった。

これで、「止める」「冷やす」「閉じ込める」ができたと判断する人は、だれもいない。原子力発電所の安全確保というふれこみは、ウソだったからこのような、破廉恥な姿を巷間に晒したのだ。

この瞬間に、発電所周辺自治体並びに住民及び国民に、原発は安全だという「ウソの正体」をさらけ出したのである。

★原子力発電所の地震対策

原子力発電所は、いかなる地震でも事故を起こしたり、放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれたりすることのないように建設されています。

「敷地内で想定されるどんな地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込め機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせること」が原子力発電所の耐震設計の目的です。

上記の記述に大きな怒りを感じる。原子力発電所を立地する双葉町は、ここでの記述はウソでしたと、言い訳をされても赦せるはずがない。

「敷地内で想定されるどんな地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせることが原子力発電所の耐震設計の目的です。」と、ここで安全規制の目的を明言している。「津波対策をしても本件事故は防げなかったという判示」とは真逆であることがここで証明される。双葉町のこの資料をよく見てから判示しろと言いたかった。

ウソによる事故で、全ての責任を転嫁させられ、「自助」というマジックに、双葉町民が放射能のぶんぶんする町へ帰還させられている姿を見ると、ますま

す怒りが収まらない。

原子力発電所の地震対策

【安全確保のための8つのポイント】

段階	対策	説明
設計段階における安全性の確認	①徹底した調査	敷地の地質・地質構造はもとより、周辺部を含め活断層や過去に発生した地震等を詳細に調査
	②極めてまれな地震動をも考慮した設計	極めてまれながら供用期間中に発生すると想定される水平方向と鉛直方向の2方向の地震動に対しても、安全上重要な機能は失われないような設計
	③詳細な解析評価	信頼性の高いコードを用いて、想定した地震動が発生した時の重要な建物・機器等の複雑な揺れについて解析し、耐震安全性を詳細にチェック
	④支持地盤及び周辺斜面の安全性を確認	耐震安全上重要な施設を設置する地盤が、地震に対して十分な支持力を有していることを試験や解析を実施して確認するとともに、地震随伴事象として想定される施設の周辺斜面の崩壊等によっても、原子炉施設の安全機能に重大な影響を与えないことを確認
	⑤津波に対する安全性の確認	地震随伴事象として想定される津波について詳細な数値シミュレーション等を実施して施設の安全機能に重大な影響を与えないことを確認
建設、運転段階における安全性の確保	⑥十分な支持性能を持つ地盤に建設	地震による揺れの振幅が小さく、十分な支持性能があり、すべりや有害な沈下等を生ずる恐れがない地盤に建設
	⑦自動停止機能	一定以上の揺れを検出したときには、速やかに原子炉を自動停止させるシステムを整備
	⑧振動台や加振機による耐震性の実証及び耐震限界の把握	振動台や加振機を用いて、実機や実機相当の試験体に設計を上回る地震力を加え、施設の耐震性の実証、設計裕度の把握、設備機能の維持及び解析に用いたコードの妥当性を確認

出典：財日本原子力文化振興財団、「原子力・エネルギー」図面集(2009)

上記表は、非常に大切なことが記載されている。上記表を詳述するが、左欄の上段には「設計段階における安全性の確認」、その下段には、「建設、運転段階における安全性の確保」と理がここに記載されている。

中欄の対策と説明を合わせて解説していくと、「①徹底した調査：敷地の

地質・地質構造はもとより、周辺部を含め活断層や過去に発生した地震等を詳細に調査」と示されていた。「②極めてまれな地震動をも考慮した設計：極めてまれながら使用期間中に発生すると想定される水平方向と鉛直方向の2方向の地震動に対しても、安全上重要な機能は失われないような設計」と示されていた。「③詳細な解析評価：信頼性の高いコードを用いて、想定した地震動が発生した時の重要な建物・機器等の複雑な揺れについて解析し、耐震安全性を詳細にチェック」と詳細な安全解析が示されていた。「④支持地盤及び周辺斜面の安全性を確認：耐震安全上重要な施設を設置する地盤が、地震に対して十分な支持力を有していることを試験や解析を実施して確認するとともに、地震随伴事象として想定される施設の周辺斜面の崩壊等によつても、原子炉施設の安全機能に重大な影響を与えないことを確認」と記されていたので、想定外などという言い逃れは絶対にできない。「⑤津波に対する安全性の確保：地震随伴事象として想定される津波について詳細な数値シミュレーション等を実施して施設の安全機能に重大な影響を与えないことを確認」と記されているので、津波による発電所の崩壊は、あり得ないことである。「⑥十分な支持性能を持つ地盤に建設：地震による揺れの振幅が小さく、十分な支持性能があり、すべりや有害な沈下等を生ずる恐れがない地盤に建設」と記されているので、地震で原子炉施設が壊れることは考えられない。「⑦自動停止機能：一定以上の揺れを検出したときには、速やかに原子炉を自動停止させるシステムを整備」は、必須事項である。

「⑧振動台や加振機による耐震性の実証及び耐震限界の把握：振動台や加振機を用いて、実機や実機相当の試験体に設計を上回る地震力を加え、施設の耐震性の実証、設計裕度の把握、設備機能の維持及び解析に用いたコードの妥当性を確認」と記されていた。上記記述について、ひとまとめに批評すると、至って当たり前のことが示されているので、被告らの責任は免れない。

以上の出典は、財日本原子力文化振興財団「原子力・エネルギー」図面集（2009）から、平成21年度 双葉町広報誌「エネルギーのまちふたば」に

掲載していたものである。

上記の記述は、原告第37準備書面（その2）に、後程、引用することを明記しておくこととする。

(7) 福島第一原子力保安検査官の約束 (甲イ第55号証)

以下の資料は、原告が双葉町長に就任間もない非常に忙しいところ、都筑保安検査官事務所長がアポイントをとり、詳しい説明をしたものである。

この説明をこの時聞いて、安全・保安院の約束と原告は理解していた。

原子力安全・保安院 現地事務所 の役割と業務概要

平成17年12月19日
原子力安全地域広報官
都筑 秀明

現地事務所の業務概要

- 原子力保安業務の実施
 - ・ 日常巡視業務の実施
 - ・ 保安検査業務の実施
- 原子力防災業務の実施
- 原子力安全広聴・広報業務の実施



原子力安全における事業者と国の役割

- 事業者(電力)が一義的には原子力施設の安全を確保する。
- 国(原子力安全・保安院)は、その活動をチェックする。



事業者が行う保安活動とは？

- 原子力施設・設備の維持・保全活動
 - ・施設・設備の点検、機能確認、保修 など
- 原子力施設・設備の運転・管理活動
 - ・施設・設備を安全な状態で運転、操作 など
- 以上の活動内容を「保安規定」としてルール化



国が行うチェックとは？

- 事業者の保安活動を日常的に巡視
 - ・安全に関連する計器の値を確認
 - ・施設・設備の保全状況を確認 など
- トラブル等の状況、原因と対策を聴取
- 年4回の保安検査の実施
 - ・プロセス型検査
 - ・抜き打ち検査
 - ・過去の指摘事項のフォローアップ など

品質保証の概要(その1)

【品質保証の要諦】

- 継続的改善を行うことにより原子力安全の質を向上させることを確実にすること
- そのため、
 - ・責任と権限、業務手順などを明確化
 - ・文書化、記録の保持を義務化

品質保証の概要(その2)

■ 品質保証の8大原則

1. 顧客重視
2. リーダーシップ
3. 人々の参画
4. プロセスアプローチ
5. マネジメントへのシステムアプローチ
6. 継続的改善
7. 意志決定への事実に基づくアプローチ
8. 供給者との互恵関係

保安検査の概要(その1)

【保安検査の基本的考え方】

- 保安検査は、**保安規定の遵守状況を確認するため、定期的(年4回、3週間／回)に実施(原子炉等規制法第37条ほか)**
- 品質保証の導入の目的:
 - ・事業者の保安活動の適切性に重点を置き、**自ら常に改善努力を行う仕組みを事業者に構築させること**によって、原子力安全の達成を一層確実なものとすること
- 保安検査の方針:
 - ・事業者が保安活動におけるQMS(品質保証マネジメントシステム)の有効性を認識し、**事業者自らが積極的にQMS構築に向けて取り組むよう促すこと**

保安検査の概要(その2)

- 保安検査の方法は、原則プロセス型検査により実施する
- プロセス型検査とは?
事業者が実施する保安活動の「活動」に着目し、その活動に関する計画、実施、評価及び改善(PDCA)の一連の過程(プロセス)を確認することを通じて、品質保証上の問題がないか、保安規定を遵守しているかを確認する検査
- 検査テーマは、日常巡視で発見された課題等を選定する

保安検査の概要(その3)

- 品質保証の考え方を導入し、プロセス型検査を実施することにより、検査対象が質的に大幅に拡大。(検査結果の確認 → プロセスの確認)
- 一方、検査官の人員と時間には限りがあることから、事業者が行う全ての活動を監査することは不可能。
- このため、抜き打ち的手法を活用し、効率的・効果的な検査を実施。
- これらにより、事業者が自立的・自発的に継続的改善を図るシステムの構築を促す。

上記資料には、保安検査官の義務が明瞭に記載されている通り、何も疑いや異論はなかった。いや、當時、保安検査官は真面目に保安検査を実施していたと思っていた。

このような立派な業務を行っているので、事故トラブルなど起きると考えたことはなかった。

しかし、どうして本件事故を惹起させたのか不思議でならない。

本件事故は、原告の信頼を裏切り、オフサイトセンターの機能を立ち上げることなく、原告らを合同対策協議会から断りもなく排除したことは、決して許せない。この排除による被害・損害は永遠で、終わることはない。

(8) 被告東電の津波安全宣言

ア 津波に対する安全性について (甲イ第56号証)

福島第一原子力発電所
福島第二原子力発電所

津波に対する安全性について (太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査)

平成10年6月

東京電力株式会社

平成10年3月26日に建設省など4省庁により公表された「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」によれば、4省庁は既往津波の他に地震地体構造上想定される津波についても検討を行っていることから、念のため、この想定される津波に対する福島第一及び福島第二原子力発電所の安全性について検討を行った。

1. 4省庁津波の概要及び検討ケースの選定

4省庁は、萩原(1991)⁽¹⁾の地体構造区分(図-1)ごとに最大規模のマグニチュードを想定するとともに、このマグニチュードに対する断層モデルを既往歴史津波の断層モデルの諸元に基づき求めている。さらに断層モデルをプレート境界を網羅するように設定し、津波の数値シミュレーションを実施して、沿岸域での概略的な津波高(上昇時)を求めている。報告書の参考資料によれば、津波高の平均値は双葉町で6.8m、大熊町で6.4m、富岡町で6.0m、楓葉町で5.4mとされている。

福島地点に影響を及ぼすと考えられるG2領域(三陸沖)及びG3領域(福島~房総沖)にはそれぞれ3つ及び4つの想定地震の断層モデルが設定されている(図-2)。断層モデルの規模及び位置から、福島地点に比較的大きな影響を与える断層モデルとしてG2-3、G3-2、G3-3について検討を行う。なお、G3-1については、断層モデルが平面的に見てより規模の大きいG2-3にほぼ包絡されていることなどから、その影響はG2-3を下回ると判断した。

2. 4省庁津波の断層モデルに基づく津波の検討

図-3に示す計算領域においてG2-3, G3-2, G3-3の3つの断層モデル(表-1)による解析を行い、図-4に示す評価点における津波水位を検討した。計算には表-2に示す基本式、境界条件等を用いた。

その結果、福島第一原子力発電所においては最大水位上昇量、最大水位下降量ともG2-3が最大となり、福島第二原子力発電所においては最大水位上昇量はG3-2、最大水位下降量はG2-3が最大となった。

最大水位上昇量及び最大水位下降量を与えたケースの津波波形を図-5に示す。また、各発電所の最大水位上昇量及び下降量は表-3に示すとおりである。

最大水位上昇量及び下降量(表-3)にそれぞれ朔望平均満潮位及び朔望平均干潮位(表-4)を重ね合わせた場合の最高水位及び最低水位は、表-5に示すとおり福島第一原子力発電所ではそれぞれO.P.+4.7～+4.8m, O.P.-2.8～-3.0m、福島第二原子力発電所ではそれぞれO.P.+4.8～+5.3m, O.P.-2.4～-2.6mである。

3. 発電所の安全性

福島第一原子力発電所の津波に対する安全性は、水位上昇側については、屋外に設置されている非常用海水ポンプの据付レベルを越えるが、ポンプのモータ下端レベルには達しないため、安全性への影響はない。一方、水位下降側についても、非常用海水ポンプによる安全上重要な機器の冷却が可能であるため、安全性への影響はない。(表-6)

また、福島第二原子力発電所の津波に対する安全性は、水位上昇側については、安全上重要な設備が設置されている敷地レベルを越えるが、これらの設備は建屋内に設置されており設備の健全性は確保されることから、安全性への影響はない。一方、水位下降側についても、非常用海水ポンプによる安全上重要な機器の冷却が可能であるため、安全性への影響はない。(表-6)

平成10年6月時点のこの資料の判断では、第一・第二原子力発電所は津波による被害がないと判断しているが、答えは大きく間違っていた。

表－6 発電所機器の安全性

号機	福島第一				福島第二			
	上昇側		下降側		上昇側		下降側	
	最高水位	評価値	最低水位	評価値	最高水位	評価値	最低水位	評価値
1	O.P.+4.7m		O.P.-2.8m	O.P.-3.0m 以下 ^{*2}	O.P.+5.3m		O.P.-2.6m	
2	O.P.+4.7m		O.P.-2.9m	O.P.-3.0m 以下 ^{*2}	O.P.+4.9m		O.P.-2.5m	
3	O.P.+4.8m		O.P.-2.9m	O.P.-3.6m 以下 ^{*2}	O.P.+4.9m	— (安全上重要な設備は全て建屋内設置)	O.P.-2.5m	O.P.-3.2m 以下 ^{*2}
4	O.P.+4.8m		O.P.-3.0m	O.P.-3.5m 以下 ^{*2}	O.P.+4.8m		O.P.-2.4m	
5	O.P.+4.8m		O.P.-2.9m	O.P.-3.6m 以下 ^{*2}	—		—	
6	O.P.+4.8m		O.P.-3.0m	O.P.-3.6m 以下 ^{*2}	—		—	

※1 非常用海水ポンプのモータ下端レベル

※2 非常用海水ポンプのポンプ吸込レベル

上記表は、福島第一と第二との大きな違いが示されている。これは、平成10年に分かっていたので、本件事故は想定を偽装していることが分かる。

イ 被告東電は、869年貞觀地震を語っている ① (甲口第114号証)

福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所

敷地周辺の地質・地質構造及び 基準地震動Ssの策定について (コメント回答)

平成21年7月13日
東京電力株式会社

1. 双葉断層の横ずれ成分について
2. 869年貞觀の地震による影響について

2. 869年貞觀の地震による影響について

第32回合同WG会合におけるコメント

プレート間地震の検討において、869年貞觀の地震を考慮すべきではないか。



- 平成20年3月の中間報告書における考慮すべき過去の地震の選定方法について説明。
- 「日本被害地震総覧」に基づく諸元を用いた場合、及び中間報告後に提案された佐竹ほか（2008）による津波シミュレーションに基づく波源モデルを震源断層と仮定した場合について、福島サイト基準地震動Ssに及ぼす影響を検討。

中間報告書における考慮すべき過去の地震の選定方法

- 過去の地震については、敷地における震度がV（5弱）以上の地震を検討対象として選定している。
 - (1) 「日本被害地震総覧」等の文献に基づき、1938年塩屋崎沖の地震①～④を選定。
なお、869年貞觀の地震については、敷地周辺の震度に関する情報がない。
 - (2) 震度分布に関する情報がない地震については、敷地における震央距離200km程度以内の地震を対象として、M-△図により敷地の震度を評価し、検討対象となる地震がないことを確認。
なお、869年貞觀の地震は、「日本被害地震総覧」による諸元の中央値を採用した場合、震央距離が290km程度となるため中間報告では扱っていないが、M-△図による敷地周辺の震度はIV程度であり、1938年塩屋崎沖の地震③に比べ影響が小さい。

【参考】869年貞觀の地震について

● 地震調査研究推進本部（2009）

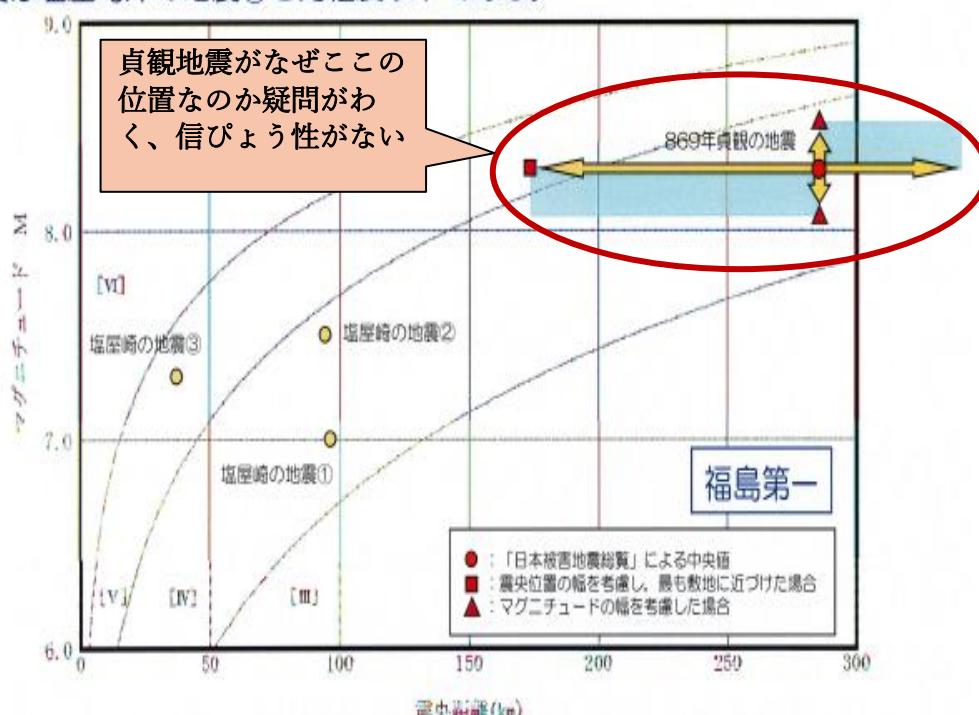
「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（一部改訂）」において、「16世紀以前については、資料の不足により、地震の見落としの可能性が高い。以下ではこのことを考慮した。」としており、当該地震を評価の対象としていない。

● 佐竹ほか（2008）

津波の数値シミュレーションに基づき仙台平野の津波堆積物を説明する波源モデルを提案している。

「日本被害地震総覧」に基づく869年貞觀の地震の影響評価

- M-△図によると、「日本被害地震総覧」による諸元の中央値を採用した場合、869年貞觀の地震の敷地周辺における震度はIV程度となっており、検討用地震として選定している塩屋崎沖の地震③に比べ影響は小さい。
- また、「日本被害地震総覧」による諸元の幅を考慮した場合も、敷地周辺における震度は塩屋崎沖の地震③と同程度以下である。

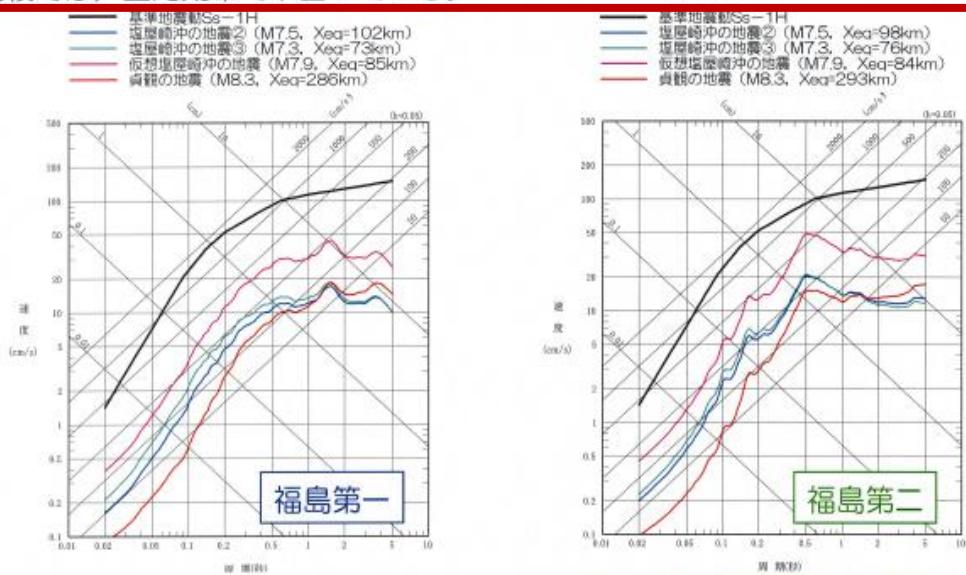


※[III]～[VI]は、1996年以前の気象庁震度階で、震度階の境界線は、村松（1969）及び勝又・徳永（1971）による。

上図は、貞觀地震と塩屋崎地震との対比に信ぴょう性がない。

「日本被害地震総覧」に基づく869年貞觀の地震の影響評価

- 「日本被害地震総覧」による諸元の中央値を採用した場合、耐専スペクトルに基づく地震動レベルは、短周期側の主要な周期帯で検討用地震として選定している塩屋崎沖の地震②、同③を下回る。
- なお、不確かさとして考慮している仮想塩屋崎沖の地震（①～③同時活動）との比較では、全周期帯で下回っている。



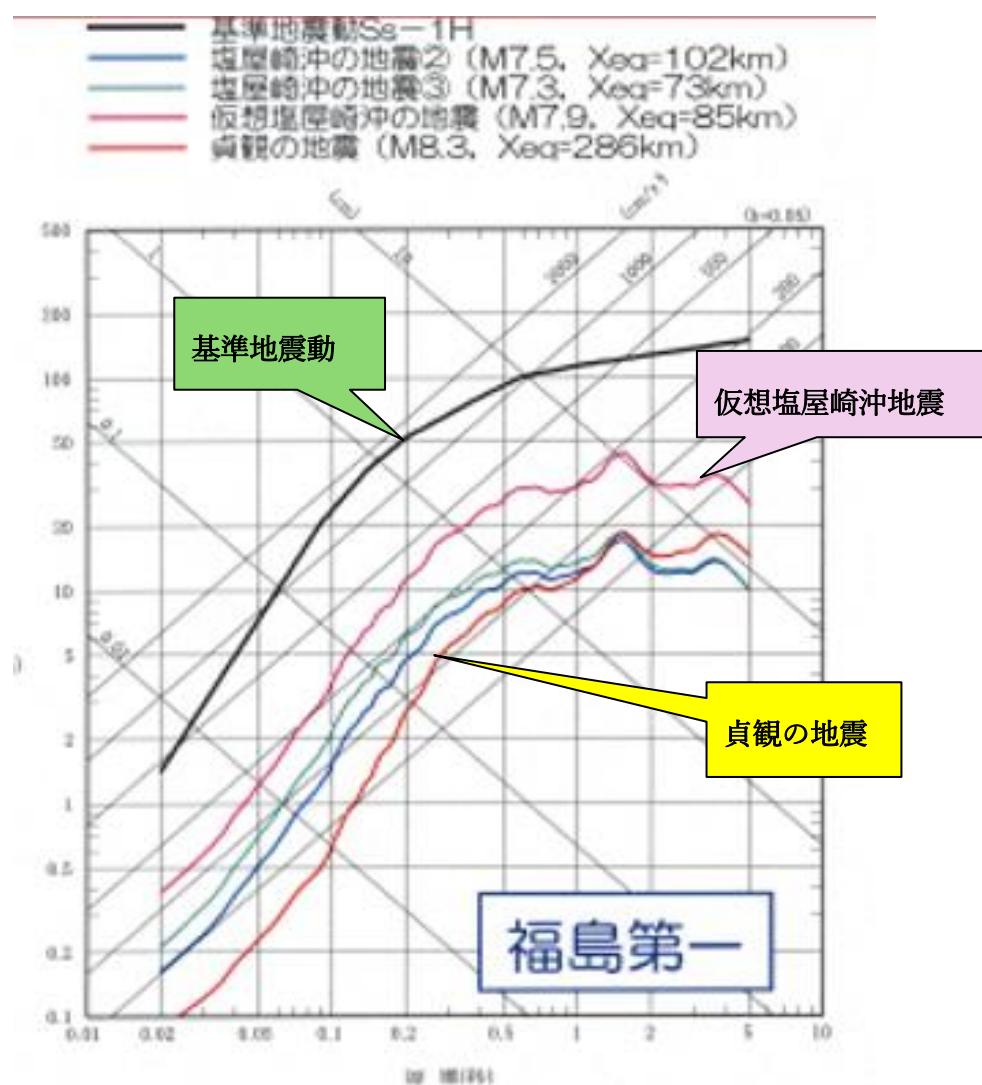
※貞觀の地震の等価震度距離は震央距離に等しいと仮定。

原告がここに証拠として掲示したのは、第一に、被告東電は「貞觀の地震・津波」についての知見があったこと。しかし、上記のグラフを書けるまでのデータはなかったはずだが、グラフ化したことの不思議さに違和感があること。このグラフのおかしさは、それぞれの動線が相似形になっていること、原告は地震学の専門家ではないので、単純な疑問を述べているに過ぎないが、納得できない。

原告がここで注目しているのは、下記図の「仮想塩屋崎沖の地震」の正体である。

まず、おかしいのは、仮想塩屋崎沖の地震の求め方に違和感があること、仮想であればグラフに固定した線を入れることができないのでないのかという疑問がわく。次に貞觀の地震の数値の根拠を、どこに求めたのかが不明であることである。しかも、基準地震動から安全域が大きく離れていることも違和感がある。

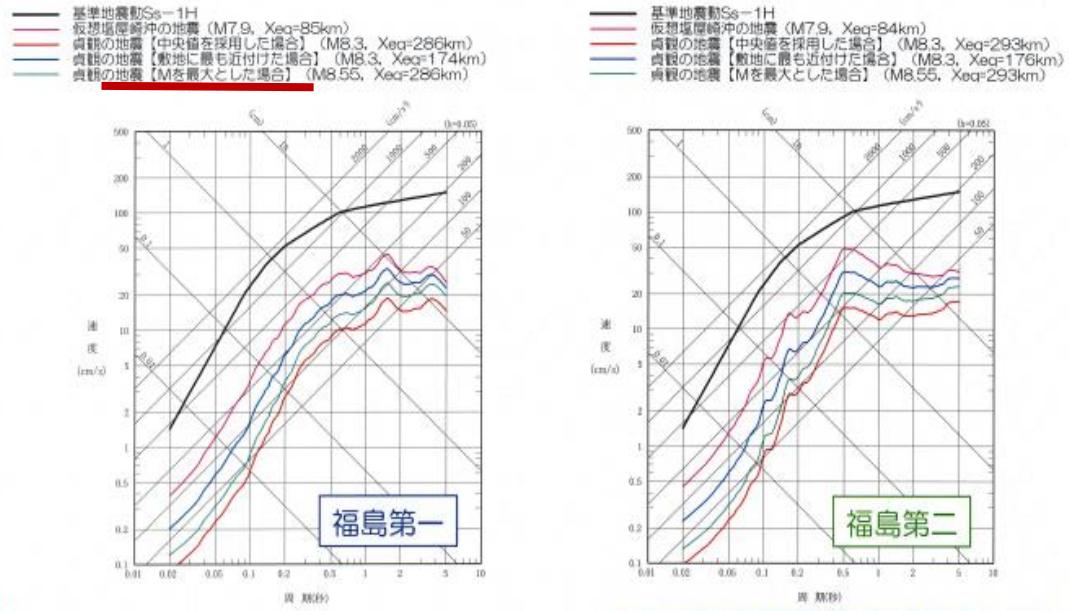
一番おかしいのは、仮想塩屋崎沖地震動と貞觀の地震動の動線が、相似であることが不思議である。地震の発生場所は特定できないのであるから、貞觀地震の動線と、塩屋崎沖地震の動線②③が相似することは、この図に信頼性はないことを自ら示していると判断できるので、この（コメント回答）をウソの証拠として扱うこととする。



上記図は明確な虚偽の作文である。

「日本被害地震総覧」に基づく869年貞觀の地震の影響評価

■また、「日本被害地震総覧」による諸元の幅を考慮した場合も、仮想塩屋崎沖の地震（①～③同時活動）のレベルを下回っており、策定した基準地震動Ss-1を下回ることを確認。



※貞觀の地震の等価震源距離は震央距離に等しいと仮定

869年貞觀の地震による影響に関するまとめ

■869年貞觀の地震が福島サイト基準地震動Ssに及ぼす影響について検討を行った。

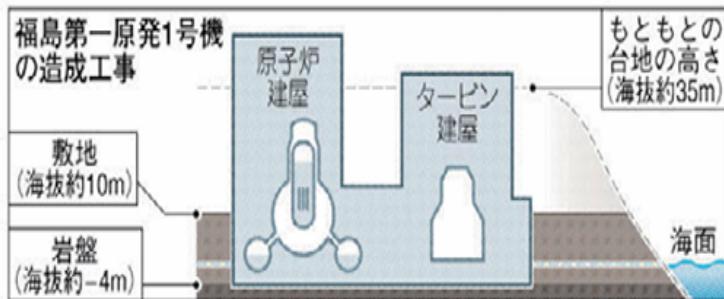
- 「日本被害地震総覧」による諸元を用いた場合、
 - ・M-△図による震度はIV～V程度であり、塩屋崎沖の地震③と比較して同程度以下。
 - ・耐専スペクトルによる評価結果は、諸元の中央値を用いた場合、短周期側の主要な周期帯で塩屋崎沖の地震②、同③を下回っており、諸元の幅を考慮した場合も、不確かさとして考慮している仮想塩屋崎沖の地震（①～③同時活動）を下回っている。
→策定した基準地震動Ss-1を下回る。
- 佐竹ほか（2008）による波源モデルを震源断層と仮定した場合、
 - ・耐専スペクトルによる評価結果は仮想塩屋崎沖の地震と同程度あるいは少し上回るもの、策定した基準地震動Ss-1を下回る。

■869年貞觀の地震については、今後も引き続き知見の収集に努め、適宜必要な検討を行っていく所存。

ウ 津波に対する安全性もウソ ②

○大地 25 メートル削る 福島民報記事 平成 23 年 7 月 19 日 (甲ハ第 193 号証)

福 島 民 報



第一原発

台地 25 メートル 削り建設

大規模津波に弱い構造

東日本大震災で高さ約二三尺の津波に襲われた東京電力福島第一原発では、一九六七年に始まった1号機建設の際、太平洋に面した高さ約三十五尺の平たんな台地を約二十五尺削って敷地を造成していったことが十八日、東電関係者らの作成した資料から分かった。東

電はこの敷地からさうに約十四尺下、海拔マイナス約四尺の岩盤まで掘り下げて原子炉を設置していたことも判明。津波の専門家は「結果論だが、今回のような大規模津波には弱い構造だ」と指摘している。

東電の原子炉設置許可申請書(六六年)や、当時の同原発建設準備事務所の関係者が専門誌に発表した論文によると、掘削は、台地が粘土が混じった小石や

砂などが堆積してできていく重要な施設を設置するには不適当だったために実施。高さは①原子炉建屋の基礎工事費②敷地の造成費③原子炉冷却用海水のくみ

上げに必要な動力費などの経費と、「台風や津波に対して十分安全な高さ」であることを勘案して決めたとい

用した。

東電は当時、津波の

高さを、六〇年のチリ

地震津波を考慮して約

三・一尺と想定。港の

堤防を波の高さ六・五

メートルに耐えられるよう設

計し「発電所の台風、

津波に対する防護を考

※ 福島第一原発 東電と契約した米国GE

京電力が最初に建設した原発で、6基すべてが沸騰水型軽水炉。1～4号機は大熊町、5～6号機は双葉町。1号機(46万瓩)の原子炉設置許可申請は1966年7月で、許可は同年12月。東

電と契約した米国GE社主導で、67年から建設が始まり、71年3月に営業運転を開始した。2007年には、70～80年代の臨界事故や原子炉緊急停止を隠蔽（いんぺい）していたことが発覚した。

う。また、敷地前面が波の荒い外洋で取水条件が悪かったにもかわらず、1号機だけで毎

秒二十五リットルの海水が冷却に必要だったため、東電は防波堤に囲まれた原発専用の港を設置して取水する方式を探

設された東電福島第二原発でも海岸の台地を削り海抜下の岩盤上に原子炉を設置する構造が引き継がれている。

解説

東日本大震災で大津波に襲われ、その後得られた地殻破滅状態となる東京電力福島第一原発1号機は、台地を大幅に削って建設され、原発1号機は、台地をそのまま、その場所に増設され、原発について、あらゆる自然現象や過酷な事

立地に制約、軽視し増設

つており、同様の手法が続いていたことになる。がその後に建設された他の原子炉にも継承されていた。

おり、大地震や大津波を考慮しないまま原発を建設した例が少なくなるなど、国内の原発がない。想定東海地震の立地の在り方を検証すべき時だ。

された中部電力浜岡原発もその例だ。以後、国内の全ての原発について、あらゆる自然現象や過酷な事象が日本で始まる前後に立地場所を選定して、故想定に基づいた根本的な安全性の見直しを行った。

この記事で言わんとすることは、本書 21 頁に記した「原子力発電所の地震対策」【安全確保のための 8 つのポイント】に示されている「対策及び説明」を詳読して、この記事と比較すると、安全軽視されていたことがよくわかる。

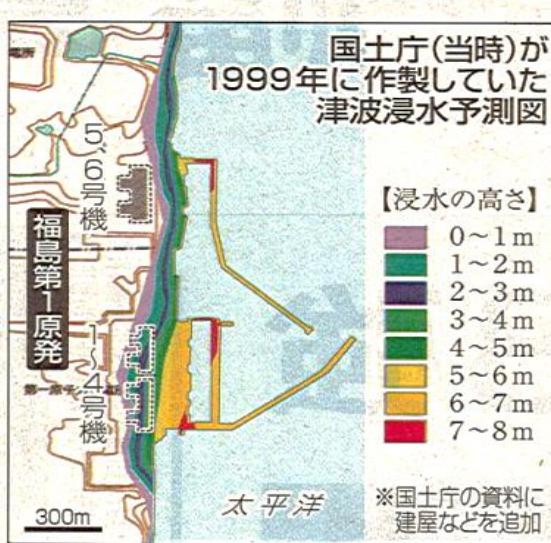
原発の安全はお題目だったので、実際は甚大な事故に繋がったのだから、言い訳や余計な解釈は、原告ら双葉町民には必要がないのである。

本件事故のバックグラウンドは、形と結果が伴わない紙上の祝詞だったのである。本件事故では、事故前のウソを隠すためにもっと多くのウソを拡散させて、世論操作をしている。現場から被告らを眺めると、ウソを作出する姿はみじめで悲壯である。

エ 8 メートル津波で建屋浸水 民友新聞記事 (甲ハ第 194 号証)

当新聞記事は、温故知新の大切さを改めて示してくれている。原告は本件事故前に、国の 99 年予測図を見た記憶がない。この記事で考えなければならぬのは、第一原発の敷地内にはドライサイトという、考えは存在していなかつたということである。そもそも、ドライサイト・コンセプトなる言葉を事故前の報告文書、会議記録等で原告は一度も見たことがない。事故を隠す後知恵の言葉である。この予測図は、本件事故後の浸水エリアを実現するほど正確なものだった。

国、99年に予測図



本県の沖合で巨大地震が
発生し東京電力福島第1原
発を高さ8メートルの津波が襲つ
た場合、1~4号機の建屋

が浸水するとの予測図を1
999年に旧国土庁が作製
していったことが24日、分か
った。国は自治体が津波防
災対策を検討する「基礎資
料」として作ったが、原発
事故を防ぐための電力会社
の対策強化には生かされな
かった。

国土庁は99年、この手引き

津波防災の関係省庁が98
年、全国の自治体に「津波
防災対策の手引き」を通知。

第1原発、対策生かさず

8メートル津波で建屋浸水

想定外ではなかつた

「原発と大津波」の著者でサインスライターの添田孝史さんのお話。津波で浸水被害が出ることが想定外ではなかつたことが明白になつた。内閣府は「雑な推計だつた」と言うが、5、6号機は浸水を免れるなど東日本大震災での被害傾向とも合致

にのつとつた試算方法を用いて、各地の津波浸水予測図を作製した。「津波による浸水域をあらかじめ把握しておくこと」を目的に掲げていた。

本県沿岸の予測図では8号の津波が来た場合、第1原発1～4号機の建屋周辺まで津波が到達し、海側のタービン建屋周辺で4～5m、山側の原子炉建屋周辺

する。使いようがあつたはずの予測図なのに、全く生かされなかつた。東京電力も浸水予測の根拠となつた国の津波試算を把握しながら、被害を減らす対策を取らず、試算をつぶそうとする逆方向の努力をしていた。予備バッテリーの購入や非常用発電機の移動など、できる対策はいくらでもあつたはずだ。

でも0～1m浸水する状況が示されていた。

現在、防災対策を所管する内閣府の担当者は「当時の推計では沿岸部の詳細な地形や高低差を加味できず、予測図の通りに浸水するわけではない。自治体に防災対策の基礎資料にしてもらう意図だった」と説明。しかし、この図には、被告らが主張している南側だから、15.7mの津波が来るということは示されておらず、南防波堤と北防波堤の間を津波が、1号機方向に向かっていることも見逃せない。

したがって、この図は、被告東電の意向に沿つたものではなく、国土庁が原子力利益相反関係者らの政治力学に左右されないものと判断している。

才 福島民友新聞記事 平成30年5月1日 (甲八第195号証)

「津波対策不可避」の資料

上層部、保留を指示



武藏野元副社長

貞觀津波想定せ

「津波対策は不可避」などと記した資料を作成し同年9月、第1原発で説明会を開催。長期評価を採用した場合に想定される津波高などを当時の第1原発所長らに説明した。

津波に関する検討状況の部分には「機微情報のため資料は回収・譲事メモには記載しない」と津波対策を保留した上層部を意識したとみられる記述もあつた。

この社員は一方で、第1原発を襲った津波は「想定（15・7㍍）を超えていた」とも述べた。

東北電に求める

保安院に報告する方針に同意するよう、女川原発（宮城県）を持つ東北電力に2008年に求めていたと述べた。

この大津波は、仙台平野で大きな被害が出た。869年（貞観11年）の自觀地震津波。証言などによると、太平洋岸に原発を持つ東北電、東電、日本原子力発電などが津波想定で足並みをそろえ、担当者同士がメールで連絡を取り合っていた。

東電は、当時の自觀津波の研究が不十分と判断。保安院に報告する福島第1の津波想定では考慮しないとの方針を決定し、東北電な

びに伝えた。08年11月づく、
東北電の担当者が、女川原
発の津波想定に直面津波を
取り入れたいとメールで連
絡、東電側は「同一步調が當
社としては最も望ましい」
とじたが「女川では（震顛
津波を想定しない）話に
ならない」という上であれ
ば、あくまで参考として保
察院に「提出できないか」
と提案。東北電に参考を促
したという。

上記は、平成30年5月1日付けの福島民友新聞記事。原告が「津波対策は不可避」という資料を目にしたのは、株代訴訟の資料中から発見した。係る資料を見たときは、かなりのショックを覚えた。後述するが、平成20年9月に福島第一原発の第二応接室で、本店の担当者と小森発電所長以下、時折、双葉町役場に顔を出してトラブル報告や、打ち合わせをしていた副所長以下社員たちが、津波について秘密会議を行っていたことを知った時、平気顔でウソを原告に申告していたのだから、怒りが永久に収まらない。

この記事の内容は、悪質極まりなく、本件事故は決して想定外ではなく、確信的でその場限りの隠ぺいとウソで、引き起こした「事件」であり、原告ら発電所周辺自治体及び住民に対する背任である。

ウソを暴いたこの記事に、感謝するが、怒りは永遠に続く。

強制起訴裁判

東電原発事故



武黒一郎
元副社長

武黒元副社長 被告人質問

東京電力福島第一原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電旧経営陣三人の第三十二回公判は十九日、東京地裁（永瀬健一裁判長）で開かれ、元副社長の武黒一郎被告（二三）の被告人質問を実施した。武黒元副社長は、国の地震予測「長期評価」を基にした最大二五・七倍の津波が福島第一原発に押し寄せるとして試算結果を、二〇〇九（平成二十一）年に部下から聞いたと明かした。

（26面に関連記事）

津波試算報告「受けた」

2009年に故吉田所長から

武黒元副社長の弁護士は昨年六月の初公判で、試算結果の報告を「記憶がない」と否定している。武黒元副社長の法廷での発言が津波襲来に対する予見可能性の認定にどう影響するのか、地裁の判断が注目される。

武黒元副社長は二〇〇九年四、五月ごろに当時、東電の原子力設備管理部長を務めていた。

（26面に関連記事）

武黒元副社長は「長期間評価は専門家でも意見が分かれしており、根拠がないと感じた。専門家の研究結果が出ないと先に進めないと思つた」と語った。その上で、武藤元副社長の不思議なことではない」と支持した。

武藤元副社長は十六日の被告人質問で、試算結果を二〇〇八年八

この記事の内容も絶対許せない。これだけ、発電所周辺自治体が騙されたのだから、司直が動かないのがおかしい。まさか、司直が放射能に汚染されてしまい、機能不全になったわけでもあるまいに、全く、おかしいと考えている。

津波試算を巡る動き		月に武黒元副社長に報告したと答え、双方の主張は食い違う。武黒元副社長は「記憶ないが（報告が）あってもおかしくはない」と述べた。被告人質問の冒頭では、県民らに謝罪した。
2002(平成14)年 7月	国の地震調査研究推進本部が「東北の太平洋側はどこでも大津波が起ころる危険がある」との長期評価を公表	発事故までに東電側に示されていない。
2008年2月 3月 6月 7月 8月	東京電力の社内会議で津波が7.7m以上になるとの暫定試算が説明される 東電の子会社が「福島第一原発に最大15.7mの津波」との試算を東電の担当者に報告 東電の担当者が武藤元副社長らに試算結果を報告 武藤元副社長が試算の根拠の妥当性を土木学会に委託することを決定 武藤元副社長「(上司だった)武黒元副社長に15.7mの試算結果を報告」(16日の被告人質問)	武黒元副社長が土木学会に妥当性の調査依頼を指示したという津波試算の計算手法の検討結果は、結果的に原
2009年春	武黒元副社長「吉田昌郎原子力設備管理部長(当時)から試算結果の報告を受けた」(19日の被告人質問)	示事故までに東電側に示されていない。 武黒元副社長は十九日、検察官役の指定弁護士から「どのような対策を講じれば事故を
2011年3月	東日本大震災と東京電力福島第一原発事故が発生	防げたか」と問われる と、「答えないほど難しい質問だ」として、 試算結果を基に対策を考えることはできなかつたと強調した。

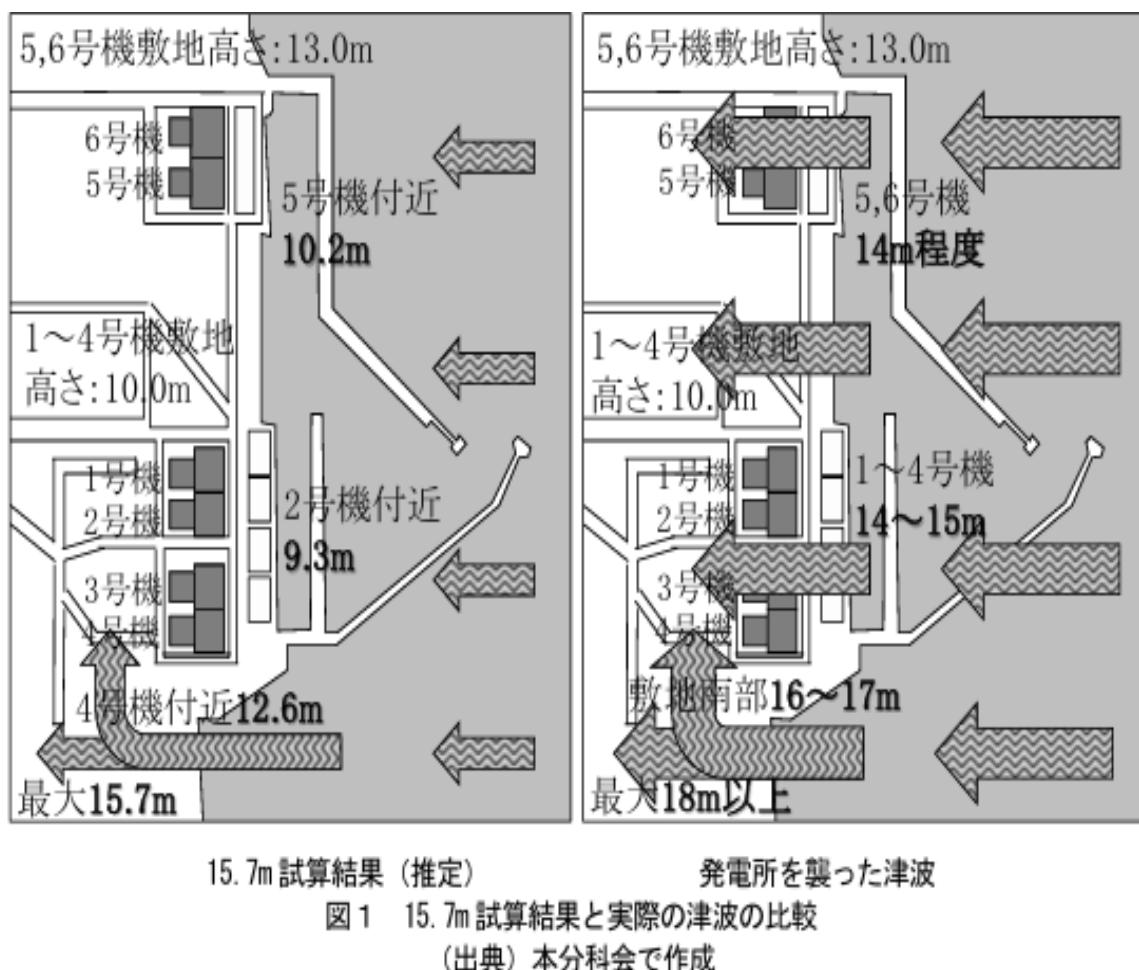
国民がかつてこれほど、企業犯罪に侵された歴史はない。過去の4大環境汚染事件を合わせても、くらべものならないほど規模は大きい。日本の歴史上、環境汚染が、加害者側の工作で矮小化されたのは初めてのことである。

原告が本件事故を犯罪だと考えるのは、加害者たちによって、被害者が不利益に扱われていることである。上記の記事から見えるのは、事故の当事者、いわゆる債務者が、ウソと隠ぺいと言い訳で、被害者（債権者）を優越的地位でもって、情報を操作し、騙している実態は、過去に例がない。

- 事実は正直だ（日本学術会議資料から転載）

左図は、被告らの工作図。

右図は、3・11に襲った津波の波高。



上図は、どちらも正直である。左図はウソだったことを見事に示している。右図は、ドライサイトという造語を見事に打ちこわし、OP+10m盤がたっぷりウェットサイトに浸水している事実を示している。

右図は津波対策をしていないから、発電所が壊れたことを証明している。ここで問題なのは、**津波対策を行っても本件事故は防げなかつた**という判示について、最高裁判所はどのような言い訳をいうのか、楽しみである。

平成 経済

第3部 原発支配の底流①

1面から続く

制御不能の原発をいかに鎮めるか。国内の原発をいかに動かし続けるか――。原発事故のまゝただ中、この難題に同じ役所が取り組んでいた。

原発を動かすための「緊急安全対策」を、経済産業省は傘下の原子力安全・保安院の黒木慎一審議官(当時)に任せた。

黒木氏は取材に対し、対策づくりの経緯を明かした。寺坂信昭・保安院長から2011年3月16日に指示を受け、政府と東京電力でつくる統合対策本部で事務を終えた。寺坂は、「福島の事故は、歴史的に認識できていた津波で起きた。安全規制の敗北だ」。

大学で原子力を専攻し、長年、原発行政に携わってきた黒木氏にとって、つらい作業だった。「本格的な対策を施すまでにどう原発の安全性を高めるか」。そのうえで「電力会社が今できること」を模索した。

保安院があつた経産省別館は、原発を推進する資源エネルギー庁も同居する。工エネ府も、産業政策全般を担当する本省も、日に日にいら立ちは廢棄せていると、黒木氏は感じた。対策づくりの期限は指示されなかつたが、「3月中」というムードになつたという。

3月30日、緊急安全対策が発表される。津波による電源喪失や冷却不能を防ぐため、電力会社に1カ月で取り組ませる短期対策として「電源車や消防車、消火ホースの配備」を盛り込んだ。

「緊急安全対策は『次善の策』だった」。当時の経産相、海江田万里氏はいま本音を語る。「電気が足りない問題に直面していたが、我々は夏の電力ピークを乗り切れるかという時間

原発規制と推進 矛盾噴出

保安院審議官「津波事故は敗北」

「めざすべき安全性が再稼働急いだ地

「急場しのぎ」の安全対策を、原発のある地元自治体はうのみにしなかつた。再稼働に同意せず、12年5月に北海道電力泊原発3号機が定検に入ると、日本中の原発が止まつた。42年ぶりの「原発ゼロ」だった。黒木氏は関西地方のある知事に呼ばれ、進言されたことがある。「保安院などから、動いている原発をすべて止めて点検すべき立場ではないのか」。黒木氏は苦々しい思いだった。規制が推進の「先兵」になつたケースは、このとき

黒木審議官の話：「福島の事故は、歴史的に認識できていた津波で起きた。

安全規制の敗北だ」と語っている。黒木審議官は本件事故を「想定外」とは語っていない。原告は、これは真実を述べていると認める。安全規制の敗北はそ

の通りだが、保安院の証拠隠滅に手を差し伸べた「規制庁」には、多くの戦犯という責任ある者が移っていった。その者たちが現在、原子力の安全規制を担うことは、ドロボウに追い銭のようなものと観察している。

● JENS が実施した溢水の前兆事象評価

以下は、日本学術会議「2017年8月1日福島第一原子力発電所事故以前の津波高さに関する検討経緯—想定津波高さと東電の対応の推移—」から引用

 日本学術会議
SCIENCE COUNCIL OF JAPAN

23

話題: JNESが実施した溢水の前兆事象評価

- JNESの前兆事象評価
 - ✓ 評価対象プラントの通常運転時のPRA結果を用いて、ある事故故障事例が発生した場合の条件付炉心損傷確率を算出する方法。
 - ✓ 事故故障事例で発生した内容を吟味し、機能喪失範囲を設定して解析。
- 平成18年度報告書*
 - ✓ 実際に安全機能が損なわれた事例等16件を対象に前兆事象を評価。
 - ✓ 16件の前兆事象評価中、ルブレイエ溢水事象(地下が浸水し、外部電源は8~24時間で回復すると仮定)のみ条件付炉心損傷確率が高いと評価。BWRは 3.5×10^{-2} (最大で29回に1回程度の頻度で炉心損傷に至る) $\sim 1.5 \times 10^{-3}$ 、PWRで 7.8×10^{-5} で他の事象は 1.0×10^{-8} 未満であった。
 - ✓ 結論として、ルブレイエで発生した溢水事象のような場合は、原子力発電所の安全性への影響が大きく、対策として水密扉等の浸水防止対策が有効であると報告されている。

ルブレイエ溢水事象は、BWRの炉心損傷リスクが極端に高いとされ、相変わらず浸水防止対策が有効と報告されていた。

*JNES/SAE07-058, 安全情報の分析評価に関する報告書=前兆事象評価の適用=, 平成19年4月

上記  枠内には、「『～水密扉等の浸水防止対策が有効である』と、

JNES から報告されている。」と記されている。したがって、原告が津波から福島第一原子力発電所を守るための水密扉を設ける考えは、当然だと判断している。

(9) 第一原発の秘密会議録

(甲口第 115 号証)

資料 72 甲 A100 2. 3 丁 「耐震バックチェック説明会

(福島第一) 議事メモ 平成 20 年 9 月 10 日」

○日時：平成 20 年 9 月 10 日 13:15~15:10

○場所：福島第一原子力発電所第二応接室

○出席者（福島第一）計 18 名

小森所長、高橋ユニット所長、町田ユニット所長、北村副所長（広報）、風見技術総括部長、原口広報部長、高儀一全部長、川野二全部長、山本技術部長、稻垣高経年化 PJGM、佐藤保全計画 G M、柴崎土木 G M、金谷建築 G M、他（本店地震対策センター）山下センター所長、機器耐震技術 G 村野 G M、土木耐震 G 百瀬 G M、土木調査 G 金戸、建築耐震 G 小林（和）、新木、地震対策総括 G 中山（記）

○議事概要（1F、2F 共通）

耐震バックチェックについて、地震対策センターより、以下の項目について説明を実施。

- ・ 1F、2F 耐震バックチェック中間報告の概要
- ・ 「耐震バックチェックに反映すべき事項」（9月4日 NISA 指示文書）の概要

※福島サイトは内陸地殻内地震による地震動が比較的小さいため、指示文書に
より短周期レベルを 1.5 倍としても評価結果にほとんど影響がないことを説
明。

- ・ バックチェックに係る今後の対応（計画見直し、・・对外アンウンス、想定工事範囲、

PLMへの影響)

- ・屋外重要土木構造物に対するバックチェック検討状況
- ・津波に対する検討状況（機微情報のため資料は回収、議事メモには記載しない）

○主な質問・意見

- ・NISA指示文書による影響について、本店にて取りまとめる予定。（山下センター所長）
 - ・液状化に対する方針は？（小森所長）
 - 重要な設備の地盤はおそらく大丈夫だが、BCクラス設備は液状化の可能性もある。機能要求のあるBCクラス設備を洗い出し、必要なものは対策していくことになる。
(百瀬GM)
 - BCクラス設備に対する方針は、本店にて現在検討中。（山下センター所長）・評価基準は終局耐力が？（高橋ユニット所長）
 - : IV_{AS}S₀S_sでも耐えられる、と言わないと運転停止させられかねない。バックチェックというよりバックフィットに近いが、仕方がない。（山下センター所長）
 - ・配管は、先行して補強しておいて解析結果が出てから追加で補強するのは技術的に難しいのでは。（高橋ユニット所長）
 - 解析の手がついた系統から先行実施してほしい。（村野GM）
 - 配管は、解析結果が出る前でも現場調査などは先にやっておける。**材料手配のリードタイムが心配なので、早めに手を打っておく必要がある。**（小森所長）（北村副所長に対して）。全プラントまとめて最終報告するのか、中間報告している1F5などを先行して最終報告するのが良いか？（高橋ユニット所長）
 - プルサーマルとの絡みもあるので一概に言えないと思う。**（北村副所長）
 - 結果が厳しそうな1F1やプルサーマルの1F3などを優先して報告することはできるか？（高橋ユニット所長）
 - 可能と思う。（山下センター所長）

・ 「止める、冷やす、閉じ込める」設備だけでも全プラント早めに評価結果を出せないか？中間報告した 1F5 の結果を利用したり、78万プラント同士コンポーネントが似ていることを利用したり。（小森所長）

→ そうせざるを得ないと思う。（山下センター所長）

→ 2F とあわせて、来年 3 月くらいに公表するのが良いのではないか。（小森所長） → 2F でもそのような意見があった。（山下センター所長）

・ 今後検討が必要な事項の検討主体は？（川野二全部長）

→ BC クラスの対応方針は本店にて検討中だが、個別設備に対する対策検討はサイトでやってほしい。本店のマンパワーが足りない。本店、サイトでカウンターパートを個人単位で決める必要がある。（山下センター所長）

・ PLM は BC クラスへの補強などの対策も要求され、耐震バックチェックと比べておかしい。国と折衝してほしい。（稻垣高経年化 PJ GM）・

→ NISA 審査課と折衝している。プラント全体としての被ばく量評価で説明していくことなども検討していく。（村野 GM）

・ バックチェック工程の遅れを対外的に説明する際、解析のマンパワー不足についても触れるが、それがメインの理由になってはいけない。**これまで嘘をついてきたことになってしまった。**（小森所長）以上

原告がこの資料を目にしたとき、信じたくなかった。第一原発の小森所長、副所長、部長らは、時折、双葉町役場に来庁して、説明や打ち合わせを行っていたので、二重面相だったのかと、東京電力株式会社という組織に、信頼ではなく猜疑心を持つようにした。その心は、経営者らだけでなく、全社員も一蓮托生で、事故の加害者だと決めつけることにした。

原告の現在の心境は、善意の心境から、憎しみの心境に変化したのである。

資料 7 3

甲 A 184 108丁

「福島バックチェック津波資料」と標題のメール (2008/09

/08 19:02)

福島バックチェック津波資料

41

Subject: 福島バックチェック津波資料

From: 酒井 俊朗 [REDACTED]

Date: 2008/09/08 19:02

To: 東電 土木中越 金戸 俊道 [REDACTED] 東電 土木中越 高尾誠

<[REDACTED]>

CC: 東電 土木中越 百瀬 和夫 [REDACTED]

10日の福島バックチェック説明の件、

・ 説明時間は全体で 1 時間 ということ、及び、津波については、真実を記載して資料回収 ということなので（前者は今ほど聞きました）、今朝、高尾さんには最悪、分厚くなってもよい、という話もしましたが、

1 計算結果（上記の通り、資料回収ですので武藤さんに説明している内容を記載：なんらかの海岸構造物で対応する場合（原文ママ）も相当な規模、近傍集落への影響から現実的ではない）

2 今後の対応（バックチェック報告時には、津波について H14 土木学会バック チェックベース、でいけないかについて、有識者の理解活動（推本をプラクティス化するための電共研をしっかり検討）、関連他社調整を進める）

3. ただし、最終的に平成 14 年バックチェックベース（改造不要）ということで乗り切れる可能性はなく、数年後には（どのような形かはともかく）推本津波をプラクティス化して対応をはかる必要がある。

ということについて、やはり A 3、2 枚程度でまとめた方がよいと思います。

基本的には武藤さんまで説明している内容のエッセンスを 2 枚でまとめる、でよいですが、注意する点は、その後の原電～茨城県等、武藤さんに話をしていない内容については記載しない。（逆に、本店内でその件を吉田部長以上に説明することを急ぐ必要有り）。

東京電力株式会社 原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター

土木調査 Gr

酒井俊朗

住所：〒100-8560 東京都千代田区内幸町 1-1-3:

会議後回収

資料 74

甲 A 100-4, 5丁
「福島第一原子力発電所津波評価の概要（地震調査研究推進本部の知見の取扱）」

福島第一原子力発電所津波評価の概要（地震調査研究推進本部の知見の取扱）

○Ss策定における海溝沿いの震源に関する検討
不確かさの考慮として、福島沖の海溝沿いの地震を想定し、Ss策定に影響がないことを確認。

※東通申請書では推本の知見（三陸沖北部から房総沖の領域内でどこでも発生）を参照し、三陸沖に地震を想定。

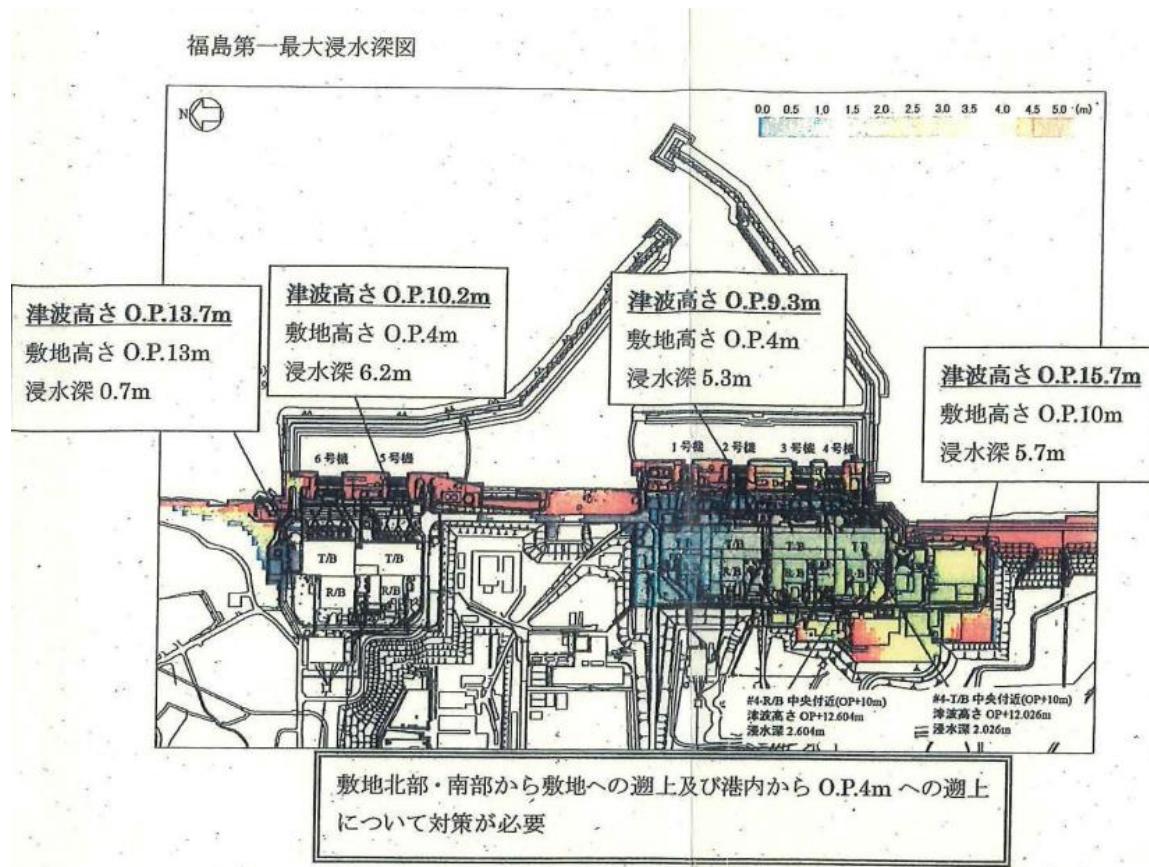
○津波の波源
不確かさを考慮すべきとする指針の精神、専門家の意見を踏まえ福島沖の海溝沿いを波源とする津波の検討を実施中

今村教授の見解をごまかしてはいけない。

今村文彦教授は、「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できず、波源として考慮するべきであるとの見解。」とはっきり述べている。

○東北大今村教授（H20/2/26）
福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できず、波源として考慮するべきであるとの見解。

○東大地震研佐竹教授（H20/6/9）
設計事象で扱うかどうかは難しい問題との見解。



今後の予定

- 推本がどこでもおきるとした領域に設定する波源モデルについて、今後2～3年間かけて電共研で検討することとし、「原子力発電所の津波評価技術」を改訂予定。
- 電共研の実施について各社了解後、速やかに学識経験者へ推本の知見の取扱について説明・折衝を行う。
- 改訂された「原子力発電所の津波評価技術」によりバックチェックを実施。
- ただし、地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避。

津波対策は不可避という結論付けされていたので、想定外というウソは言い逃れで、許されない。

新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所の
安全上重要な設備への影響の概略検討結果について

平成 19 年 9 月 20 日
東京電力株式会社

新潟県中越沖地震において、柏崎刈羽原子力発電所では設計を超える地震動を観測しております。このため、当社は、耐震安全性評価とは別に、柏崎刈羽原子力発電所の原子炉建屋基礎版上で観測した本震の地震記録データと、福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の設計に用いている地震動のデータを比較し、「止める」「冷やす」「閉じ込める」ための安全上重要な設備への影響について、検討することいたしました。

(平成 19 年 8 月 20 日お知らせ済み)

このたび、当社は、新潟県中越沖地震を踏まえた概略検討結果をとりまとめましたので、お知らせいたします。検討の結果からは、福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の「止める」「冷やす」「閉じ込める」ための安全上重要な設備において、安全機能は維持されるものと考えております。

検討結果につきましては、本日、経済産業省へ報告しております。

当社は、今後、福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所においては、8月 20 日に見直しを実施した耐震安全性評価実施計画書*に基づき、耐震安全性評価を実施してまいります。

また、柏崎刈羽原子力発電所においては、引き続き今回の地震を踏まえた地質調査を実施するとともに、観測した地震記録データの分析を行うなど、耐震安全性の評価を進めてまいります。

上記、アンダーライン個所及び □ 個所は、重大なことが記されている。特に、「福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所の『止める』『冷やす』『閉じ込める』ための安全上重要な設備において、安全機能は維持されるものと考えております。」と、しっかり語っていることは見逃せない。事故はおきないことを断言している。

● 参考 所在町情報会議《NHK ニュース》

東京電力のデータ改ざん問題について、原子力発電所所在町の双葉郡の住民組織の「所在町情報会議」が、東京電力(株) 大出第一、高橋第二発電所長の出席の下に行われた。NHK ニュース動画の切り取り映像。

現地では眞面目に発電所周辺自治体住民が、安全に対する会議を行っていたことをわかつていただきたいので、ここに示した。



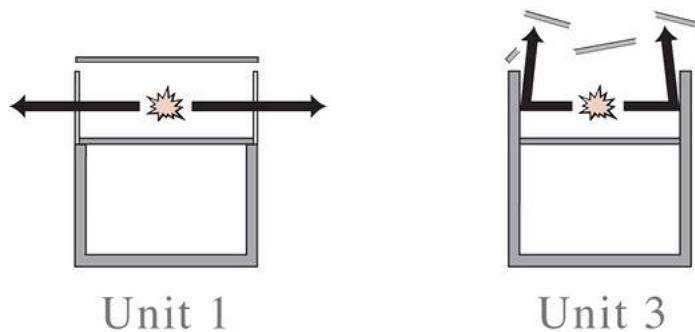


この時、大出所長、高橋所長らは、「長期評価」の存在を知りながら、双葉郡の町民代表に発電所の安全・安心を語っていた。

● 1号機・3号機の爆発発生



GODDARD'S
JOURNAL



1号機と3号機の爆発の違い

上記の映像から、**机上論の安全確保**という、地元住民への宣伝はウソだったことが証明された瞬間である。

原子力産業の宣伝文句の「止める」「冷やす」「閉じ込める」は、地元を騙す言葉に過ぎないことが、この一瞬で露見したのである。この次に、登場した騙し文句が、山下俊一先生の有名なニコニコしていろという、被ばく者を卑下

した言葉遊びである。



上記の写真は、むごたらしい安全神話の成れの果てである。

(11) 貞観津波問題協議の実態 (甲口第 117 号証)

平成 23 年 3 月 7 日

東京電力株式会社

福島第一・第二原子力発電所の津波評価について

取扱注意
お打ち合わせ用

1. 基本方針

- ①発電所の津波対策については、土木学会原子力土木委員会津波評価部会における審議状況、貞観津波を視野に入れて社内検討を実施する。(現在検討中)
- ②発電所の津波評価については、「原子力発電所の津波評価技術」の改訂時期(平成 24 年 10 月改訂予定)、バックチェック最終報告の時期に応じて適切に対応する。

2. 発電所の津波対策に関する現状の社内検討状況

- ①津波対策工(防波堤・護岸の強化、建物・構築物の新設、ポンプの水密化など)に関する検討

- ②津波対策工を考慮した津波評価の合理化に関する検討

3. 各研究機関、津波評価部会、東京電力の津波波源に関する検討状況

- ①「三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震(津波地震)」について(2010.12.7 津波評価部会にて確認)

・北部では「1896 年明治三陸沖」、南部では「1677 年房総沖」を参考に設定。

- ②「貞観津波」について

(2010 地震学会秋季大会における産総研行谷氏の見解)

・津波堆積物を再現する断層モデルを複数検討。最終的な断層モデル確立には更なる知見の拡充が必要で、あと 2~3 年程度要すると考えられる。

(2011.3.2 津波評価部会にて確認)

・断層モデルとしての成熟度が低い(諸元の不確実性が高い)ため、次回の改訂で取り込むのは時期尚早。継続して知見を収集する。

(東京電力における検討状況)

・福島県沿岸で津波堆積物調査を実施(H23.5 日本地球惑星科学連合合同大会にて報告予定)。H23.10 日本地震学会にて調査結果を最も良く再現する断層モデルを提案予定。

4. 今後の予定

平成 23 年 4 月中旬 地震本部改訂版公表

～ 発電所の津波対策検討

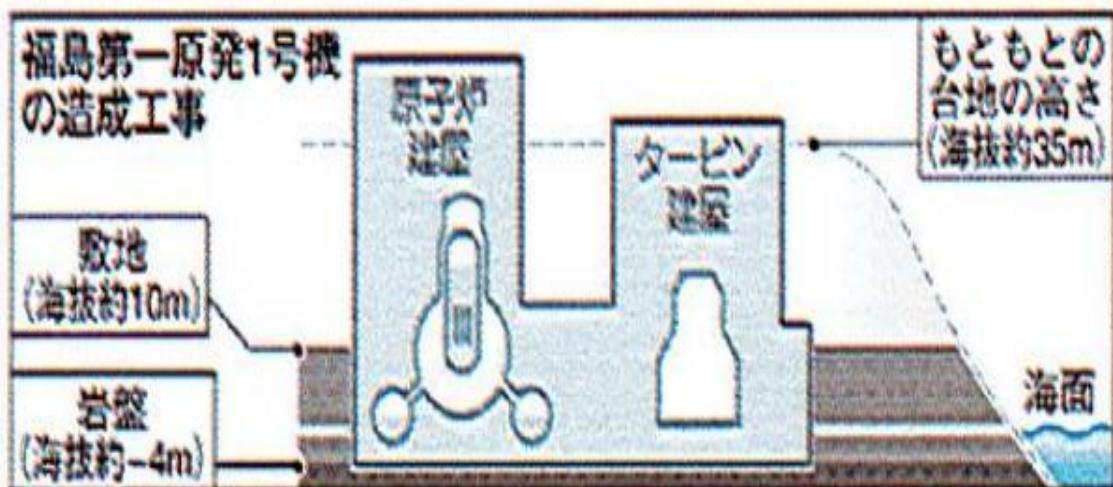
平成 24 年 10 月 津波評価技術の改訂版公表→発電所の津波評価

以上

このときは、もはや悪あがきをやめて、自然な流れに従い、発電所の運転を停止すればよかったです。

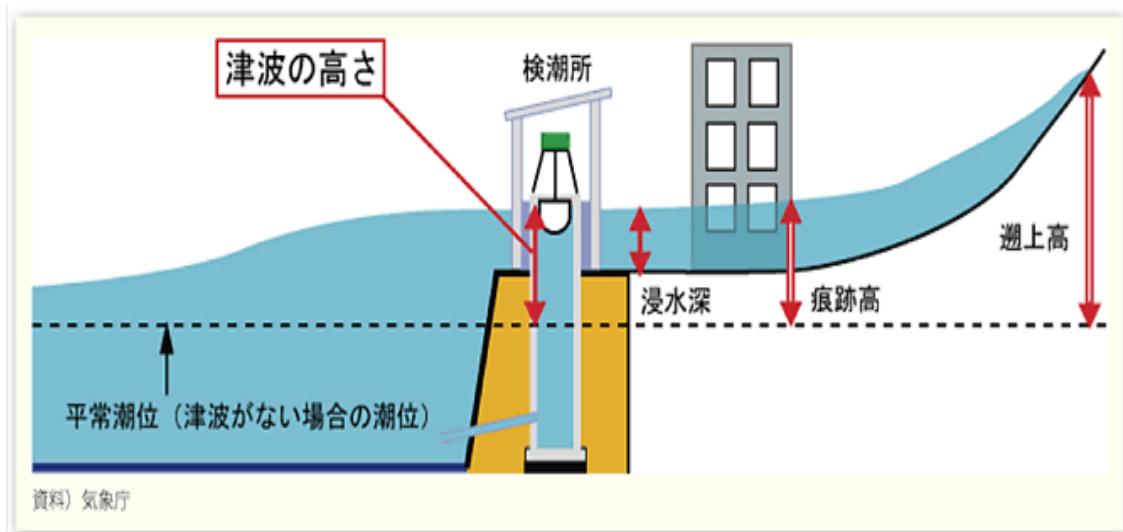
何よりも、発電所立地の町に事実を告げないで、東京で原発を操作したのが大きな間違いだった。発電所の現場にこの事実を伝え、判断させれば、世界最大のレベル 2 の規模の原発事故には至らせなかつたと確信している。

● O P +10m 盤と津波



上記は、第一原発の建設前の断面との比較図

本件事故は、原発を津波が壊したが、現場に方向を任せれば壊すことはなかった。特に、原告（双葉町長）に貞観津波の実態を報告していれば、直ちに発電所の運転を止めるよう求めていたので、津波がきても原子炉の暴走は止められ、双葉町が壊されることはなかった。



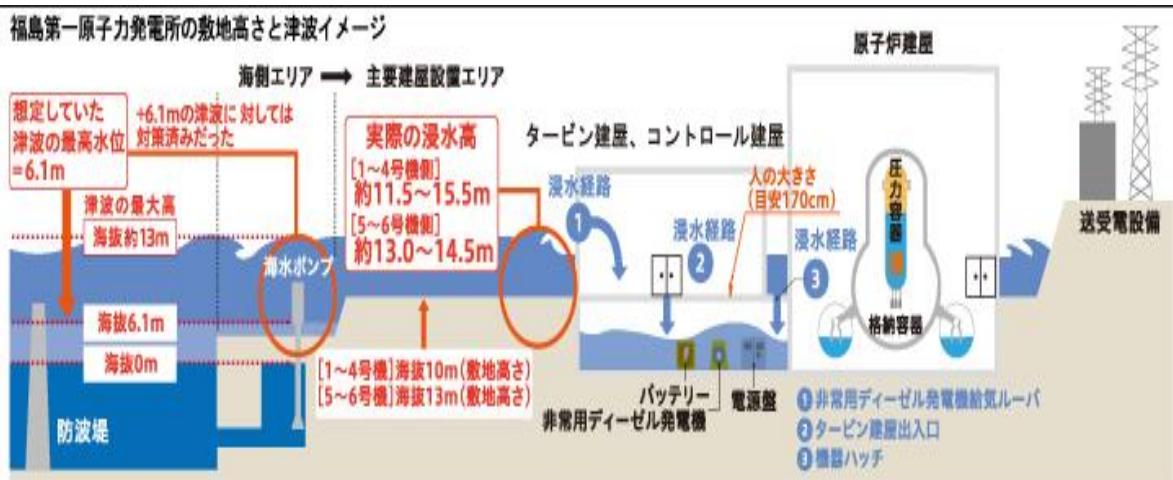
上記は、津波の高さの呼称の解説。



上記の写真は、本件大津波の押し寄せる波の形状の写真。陸地に向かって平

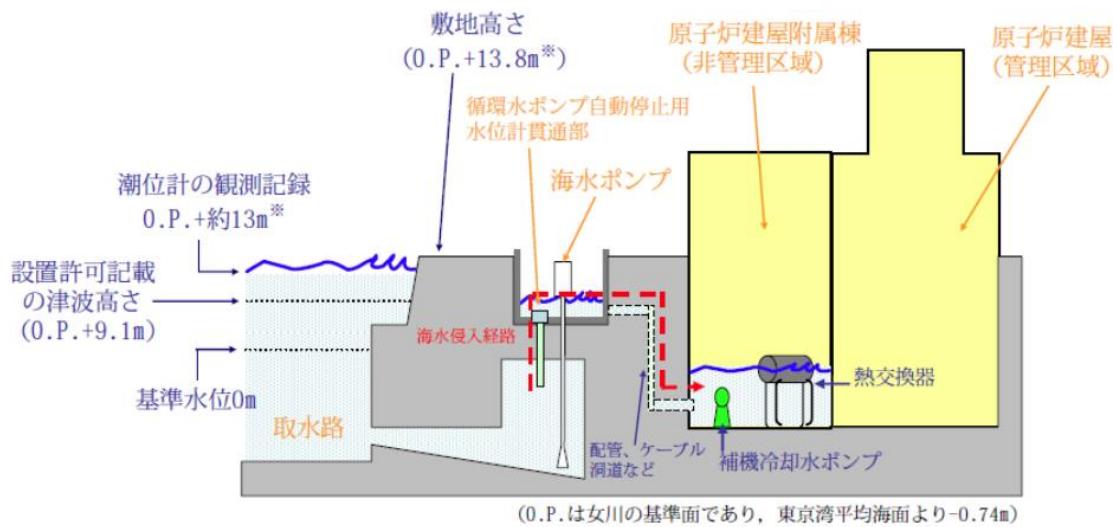
行に押し寄せていることを証明している。したがって、南防波堤側には OP + 15.7m の津波が襲来し、正面はそれより低いので OP + 10m 盤を超えないとした論理が、虚偽だったことをこの写真が証明している。

● 被告東電第一原発、東海第二原子力発電所、女川原子力発電所の被災状況の比較図



上記図（東京電力資料より）は、第一原子力発電所に迫る本件津波の波高と施設への浸水状況解説図

タービン建屋、コントロール建屋内の地下施設に浸水していることが記されている。原子炉用の重要な電源の動力回路、及び操作回路を地下に設置した設計が間違っていたことを立証した。また、海水ポンプの高水位を 6.1m とした想定高さは、当該発電所の当初の設計が完全に失敗した結果を露見させた。



※ 今回の地震発生後に公表された国土地理院による女川原子力発電所周辺の地盤変動（-約1m）を考慮した値。

図 4.3-3 女川 2 号機原子炉補機冷却系熱交換器(B)室等への浸水経路（イメージ図）

出典：東北電力（平成 23 年 5 月 30 日 法令報告）

上記図は、女川原子力発電所の被災状況。13mの津波に、高さ 0.8m の余裕が津波被害を回避したようだ。しかし、海水ポンプ部から逆流した海水が、原子炉建屋付属棟に浸水した。これでも大事故に至らなかったのは、長期評価に対応する工事を行った効果と聞いている。

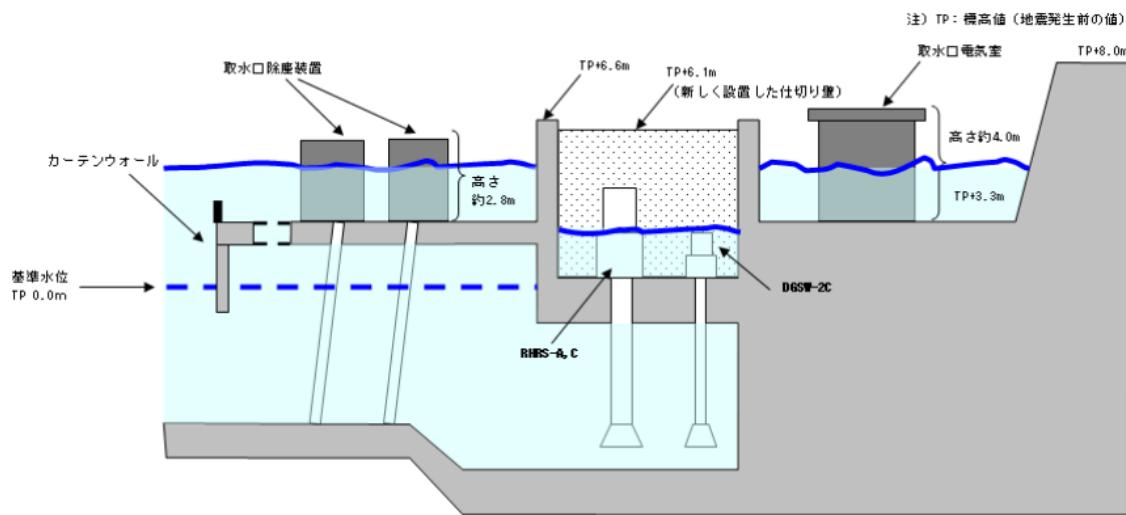


図 8.3-2 東海第二発電所 取水口津波浸水状況

図 8.3-2 は、東海第二発電所の被災状況。この発電所も長期評価に対応す

る対策を行っていたので、本件津波に耐えることができたと聞いている。

● 福島第一原子力発電所のドライサイトはいざこへ行った

平成 23 年 3 月 11 日 午後 3 時 35 分 16 秒 東京電力撮影開始



7 分 24 秒後

8 分 38 秒後

上記の写真は、津波の前と OP+10m 盤に遡上した津波との水位の比較をするために示したもの。上記写真では、約 5 ~ 7 m の高さの浸水があったことが認められる。したがって、OP+10m の盤には津波が上がらないという説示は間違いだったことを証明している。



25 分 44 秒後

25 分 48 秒後

上記写真は、OP+10m 盤から、25m 盤に至るのり面まで津波が到達した状況写真。この写真から判断できることは、本件津波は 10m 盤をはるかに超えていたことを証明するために示した。本書 34 頁の国土庁が示していた浸

水図は正確だったことを証明している。

● 参考例

港湾関係の許認可申請書（東通原子力の事例を参考に）

添付資料-2

被告らは、防波堤、防潮堤と軽く語っているが、許認可について下記表に示されている手続きが必要である。この手続きの前に、地元との事前了解という合意形成を経なければならない。地元の合意形成には、①福島県並びに福島県議会、②立地町と町議会、③福島県安全確保技術連絡会、④福島県安全確保連絡会、⑤福島県原子力発電所所在町協議会等の調整が必要になる。又、海流に変化を及ぼすので、環境影響調査も考えなければならない。それに続くのが、設計、施工及び完成となるまでの時間は、相当長期間になることを考慮しなければならないだろう。

「**善意の国民**」が示している短期間で応急対策ができるというのは、あくまで**応急の仮設**を語っているので、被告国の中26準備書面の全文で語っている恒久対策とは、主張が同軸になっていない。

下記の例は、手続きと工事期間を含めた正式な例を示したもので、参考である。原告自身は、行政の長として法令に則った施政を執行しなければならないことは周知しており、又、町長就任前の工事業者として、起案、設計を行う前の調査には、下記に示したようなことを熟知していなければフローチャートが描けなかつたので、当然なことと理解している。

申請・届出等の名称	関係法令	概要
公有水面埋立免許願	公有水面埋立法第2条	発電所敷地の公有水面埋立行為に対する免許申請 防波堤設置等の“埋立”に該当しない場合は不要
国有財産使用許可申請	国有財産法第18条	工事用灯浮標の設置および港湾の施設の設置に伴う水域使用（海底面の踏みつけ面）に対する許可申請
水域施設等建設届出	港湾法第56条の3	水域における港湾の施設（航路・泊地等の浚渫行為を伴う施設も含まれる）の建設・改造行為に対する届出
航路標識設置及び管理許可申請	航路標識法施行規則 第1条、第3条ただし書	航路標識（工事用灯浮標）の設置および管理に対する許可申請
国有財産収益許可申請	国有財産法第18条	港内の浚渫に伴う国有財産（海底土砂）の収益に伴う許可申請 浚渫行為がない場合には不要
一般公共海岸区域の占用許可申請	海岸法第37条の4	発電所敷地（東電所有の土地）と海岸線（公有水面埋立免許で申請した汀線）との間に残置された国有地（海浜部）の占用使用に対する許可申請 防波堤のように、海域に独立構造物を設置する場合は不要
大規模行為届出	福島県景観条例※	大規模開発行為の景観に及ぼす影響に対する届出 発電所における港湾施設の設置が“大規模行為”に該当するかは不明（条文からは該当しないように読み取れる）、確認が必要

※：関連HP：<http://www.pref.fukushima.jp/keikau/utukushimanokeikan.htm>

※ 注：以下の資料では、防波堤になっているが、津波対策では現実的な防潮壁という構造になることをご理解願いたい。

防波堤の設置に伴って留意すべき事項

1. 溫排水の拡散範囲の確認

- ・放水口前面や沖合に防波堤を設置する場合は、温排水の拡散範囲が拡大する可能性がある。
- ・発電所の漁業権消滅区域は温排水拡散範囲を考慮して設定することが多いことから、温排水拡散範囲の検討結果によっては、漁業権消滅区域の拡張、追加漁業補償が発生する可能性がある。
- ・防波堤の設置位置および延長は、津波制御効果と温排水拡散範囲、漁業補償費を考慮して設定する必要がある。

2. 防波堤から反射波による港外静穏度への影響評価

- ・周辺海域での漁船の操業・航行への影響を把握する必要がある。
- ・沖合に防波堤を設置する場合には、沖合を航行する一般船舶や発電所に入港するキャスク船への影響も考慮する必要がある。
- ・防波堤からの反射波解析については、福島第一(原)7・8号機増設検討において実施した実績がある。
- ・反射波が航行船舶に及ぼす影響を評価するためには、航行時の船舶動揺解析を実施することが考えられる。

3. 海浜変形への影響

- ・防波堤を設置すると、周辺海域において海浜変形への影響が発生する可能性がある。
- ・放水口前面の防波堤による影響は少ないが、沖合に防波堤を設置する場合は影響が顕著であると予想され、環境影響評価を求められる可能性がある。

以上

本件、福島第一原子力発電所は、格納容器のキャパシティーにも問題があったのだから、長期評価が示された段階で、大規模な改良工事が必要だったので、

ウソと偽装で乗り切れるものではなかった。事故を防げなかつた現実に向き合い、これ以上ウソをつくのはやめた方が良い。

(12) 酒井俊朗氏のメールから見えてくるもの (甲口第118号証)

これは、2008年7月31日付け 東電の酒井俊朗氏のメールの写しである

差出人: "酒井 俊朗"
日時: 2008年7月31日 11:01
宛先: "原電 Hidenori ABO" <mailto:[REDACTED]@[REDACTED]>; "東北電力 松本課長"
CC: "東電 土木 堀内 友雅" <mailto:[REDACTED]@[REDACTED]>; "東電 土木 都築進"
件名: "東電 土木中越 金戸 俊道" <mailto:[REDACTED]@[REDACTED]>; "東電 土木 中越 高尾誠" <mailto:[REDACTED]@[REDACTED]>; "電事連 小笠原 和徳" <mailto:[REDACTED]@[REDACTED]>
【会議案内:要返信】推本 太平洋側津波のバックチェックでの扱い
原電 安保GM
東北 松本課長

東電酒井です。お世話になっております。

推本太平洋側津波評価に関する扱いについて、以下の方針の採用是非について早急に打合せしたく考てております。

- ・推本で、三陸・房総の津波地震が宮城沖～茨城沖のエリアでどこで起きるかわからない、としていることは事実であるが、
- ・原子力の設計プラクティスとして、設計・評価方針が確定している訳ではない。
- ・今後、電力大として、電共研～土木学会検討を通じて、太平洋側津波地震の扱いをルール化していくこととするが、当面、耐震バックチェックにおいては土木学会津波をベースとする。
- ・以上について有識者の理解を得る(決して、今後なんら対応をしない訳ではなく、計画的に検討を進めるが、いくらなんでも、現実問題での推本即採用は時期尚早ではないか、というニュアンス)

以上は、経営層を交えた現時点での一定の当社結論となります。

以上の方針について、関係各社の協調が必要であり、また各社抱えている固有リスクの観点で、一枚岩とならない可能性があると思います。

以上を踏まえて、早急に打合せをしたく考えます。8月4日午前・午後、8月5日午前で設定したいと思ひますので、ご都合を御連絡お願ひします(原電安保様:必要があればJAEAさんにも転送お願ひします)。

電事連小笠原様：

- ・本件、初耳かもしれません、経緯としては「土木学会津波策定後、推本が太平洋側の津波評価を公表していますが、それによると、三陸沖の津波地震について、過去に発生していない、宮城沖南部～茨城沖北部にかけて、どこでも発生しうる」となっており、女川・福島・東海サイトで、土木学会津波評価を上回る可能性となります。
- ・当面、電事連大ではありませんが、当社、経営層まで話があがっており、何かの機会に、電事連高橋部長あたりの耳にも入るかと思いますので、情報を共有させていただきました。

以上

ここは短く解説すると、「・本件。初耳かもしれません、経緯としては『土木学会津波策定後、推本が太平洋側の津波評価を公表していますが、それによると、三陸沖の津波地震について、過去に発生していない、宮城沖南部～茨城沖北部にかけて、どこでも発生しうる』となっており、女川・福島・東海サイトで、土木学会津波評価を上回る可能性となります。」という記述が目に留まり、ここに掲載した。

注目すべきは、被告東電の武藤副社長が福島第一原発の津波対策に難色を示し、長期評価を除外するために、土木学会津波評価部会にサジを投げようとしていたことは、土木学会津波評価を上回る可能性を滅却して、自社の危機管理を放棄することが、目的だったように原告は理解することにしている。

資料17

取扱注意

平成20年8月6日
東京電力株式会社

推本見解に対する今後の対応方針について（案）

1. 経緯・背景

(H14.8)

- ・ 推本は、三陸・房総で発生した津波地震及び三陸沖海溝沿い正断層地震が、三陸沖～福島沖～茨城沖～房総沖のどこでも起きうるとしている。
- ・ 指針改定に伴う耐震安全性評価の一環で津波に対する安全性評価を各社実施中であるが、評価にあたり推本見解を無視することはできない一方、簡単に採用する訳にもいかず、慎重な対応が必要である。

2. 問題点の抽出・分析

□推本見解を否定できるかどうか

- ① NISA合同WGの阿部勝征主査は、推本の地震調査委員会の委員長も務めており、推本見解を否定しないこと、土木学会津波評価部会が実施した津波PSAのアンケートにおいて、上記地震はどこでも起こることとしていること（重みを1.0で回答）から、推本見解を否定することは不可能。
- ② 津波研究の第一任者であるNISA合同WG委員の今村先生（東北大）も、上記地震はどこでも起こるとの見解を示しており（アンケートでは0.6）、津波評価にあたって推本を無視することは困難。
- ③ 推本見解を否定できる地震学的データはない。（三陸沖とそれ以南を差別化することは可能かもしれないが）

□評価手法が確立しているかどうか

(H14.7)

- ④ 土木学会「原子力発電所の津波評価技術」発刊時には、推本見解が出されていなかったことから、このような地震に対する設計・評価方針が確定しておらず、各社の対応が統一されていない。

□対策が短期に取れるかどうか

- ⑤ 推本見解を採用した途端に既往評価水位を大幅に上回るため、必要となる対策を短期間に取ることは不可能。

3. 今後の課題（案）

- (a) 電共研で推本等の最新知見の取り扱いを検討。検討開始から約3年後を目途に、「原子力発電所の津波評価技術」を改訂。
- (b) 上記方針について有識者の合意を得た上で、当面の耐震バックチェックにおいては土木学会津波をベースとする。
- (c) 上記(a)、(b)を実施したとしても、推本見解を完全否定することは困難であることから、改訂前までに可能な対策を随時進める。

以上

被告東電もいよいよ焦りが見えてきたようだ。この文書を公開すれば、「止める」「冷やす」「閉じ込める」が実現できないウソだったことが世間に知られて、恥をかかなくてもよかったのにと思う。

1. 経緯・背景では、・評価にあたり推本見解を無視することはできない一方、簡単に採用するわけにはいかず、慎重な対応が必要である。
2. 問題点の抽出・分析 ①NISA 合同 WG の阿部勝征主査は、～推本見解を否定することは不可能。②～今村先生も～推本を無視することは困難。③推本見解を否定できる地震学的データはない。④土木学会「原子力発電所の津波評価技術」発刊時には、推本見解が出されていなかったことから、～各社の対応が統一されていない。⑤推本見解を採用した途端に既往評価水位を大幅に上回るため、必要となる対策を短期間に取ることは不可能。
3. 今後の課題 (c) 上記 (a)、(b) を実施したとしても、推本見解を完全否定することは困難であることから、改訂前までに可能な対策を随時進める。

と、以上の要点を抜き書きしたが、いずれも推本見解を否定していない。では、武藤副社長は、なぜ、三陸沖～福島沖～茨城沖～房総沖のどこで見起きたとされている推本見解を否定してまで、福島第一原発の津波対策の判断を土木学会へ求めようとしたのかが、未だに解明されていない。社運を推本見解に求めなかった結果、事故を起こし、発電所立地の双葉町を壊し、町民を奈落の底へ落とす意味が未だに分からない。その責任を、武藤副社長に取ってもらうのが常軌というものである。

(13) 本当の加害者たち (甲口第 119 号証)

平成 23 年 3 月 3 日の文部科学省の「不透明な情報交換会」

地震調査委員会事務局が、東電、東北電力、原電の 3 社と会議を開いて貞觀地震・津波の情報を修正するように求めたことに対して、それに事務局が応じたことが記載されている。

したがって、本件事故の地震・津波の防災対策の予告を阻み、太平洋沿岸市町村の住民を死に追いやったのは、この会議に出席した者たちの**意図的な人災**であることが分かる。

以下は、秘密会議の事実を報じた新聞記事である。これをもって最高裁の「津波対策をしても本件事故は防げなかった」という判示が虚偽であることが分かる。

2012. 2. 26

2011年3月3日の
情報交換会の主なやりとり

- 電力 世間に一部の文言のみを過大に受け取る方もいるので、説明を詳しくするようご配慮いただきたい
 - 電力 貞観地震以外の地震の津波がどこで起こったのかは分かっていないので、贞観地震が繰り返していると誤解されないようにしてほしい
 - 電力 内容は変えないが、誤解を生じにくくように文章を工夫したい
 - 電力 貞観地震の地震動（揺れ）についてはよく分からないので（長期評価）入れていない、ということなどが理由も含めて分かるようにしてほしい
 - 電力 地震動についての繰り返しは不明なので、それが分かるようにしたい
 - 電力 ほかの電力会社との意見交換会も開いてほしい
 - 電力 後日開催したい
- 東京電力など三社が出席し、非公式に開かれた昨年3月3日の情報交換会。共同通信が文部科学省への情報公開請求で入手した資料からは、電力会社側が「（平安時代の）贞観地震の波源域（震源域）が分かっていない書きありだ」とほい」「び

津波警戒
報告書修正

電力側「ご配慮を」

貞観地震に神経とがらす

「配慮いただきたい」などと赤裸々に訴えた様子が分かる。貞觀地震の取り扱いに神経をがらせ、地震の長期評価の具体的な表現にまで踏み込んだ要求をしていった。

情報交換会では、まことに「貞觀地震以外の津波がどこから来たのか」とは分かっていない」と、同じ震源域の地震が繰り返していると取られていた。

電力会社側は「（長期評価案での）科学的根拠を否定するものでないよう表現の変更を求めた。

「世間には一部の文言のみを過大に受け取る方もいるなど」と発言。文章の書き方について

「（ご配慮いただきたい）は「分かるようにした」と言ふ、変更にこだわった様子がうかがえる。電力会社側は「（長期評価案での）科学的根拠を否定するものでないよう表現の変更を求めた。

「世間には一部の文言のみを過大に受け取る方もいるなど」と発言。文章の書き方について

「（ご配慮いただきたい）は「分かるようにした」と言ふ、変更にこだわった様子がうかがえる。電力会社側は「（長期評価案での）科学的根拠を否定するものでないよう表現の変更を求めた。

原告は、ウソが嫌いだ。ウソは自分に利益を生み、相手（世間）に損をもたらす。上記のウソで東日本大震災の犠牲になられた方々は、国に損害賠償請求をしなければならない。

(14) 東日本大震災の勝者 (甲口第120号証)

東北電力 Anniversary 20th
North East Power Group

震源に一番近かった女川原子力発電所が、なぜ、安全に停止できたのか？

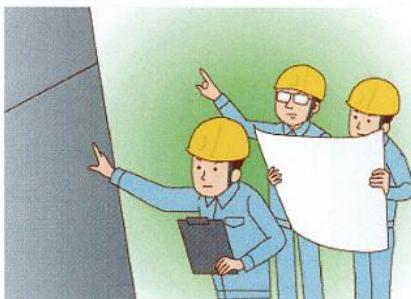
1 敷地の高さ14.8m。
歴史的調査と専門的知見により検討され、決定された津波対策。

1号機の設計時（昭和40年代）、文献調査や地元の方々への聞き取り調査から津波の高さを3m程度と想定していました。しかし、専門家を含む社内委員会での「貞觀津波（869年）や慶長津波（1611年）などを考えれば津波はもっと大きくなることもあるだろう」等の議論を経て、当社は敷地の高さを14.8mと決定しました。



2 3m→9.1m→13.6m。
津波の高さは最新の知見を反映して想定。

2号機の建設にあたっては、昔の津波の痕跡を調べるなどして、想定津波をそれまでの3m程度から9.1mに見直し（昭和60年代）、建設時には敷地法面が津波で削り取られないように9.7mの高さまで防護工事を行いました。また、3号機が運転開始した2002（平成14）年には、土木学会が最新の知見を踏まえて公表した津波評価手法に基づき、13.6mと評価しましたが、敷地高さ14.8mを下回っており、あらためて津波に対する敷地の高さの安全性が確認されました。



2号機建設時に9.7mの高さまで
コンクリートで補強した敷地法面（破線例示）
震災時の津波にも耐えることができた

**3 海水ポンプは
深さ12mのくぼみの中へ**

原子炉を冷やすために欠かせない海水ポンプを、津波の影響を受けやすい港湾部ではなく、原子炉建屋と同じ敷地の高さ（14.8m）を掘り下げたところに設置しました。また、海底が見えてしまうほど海面が低くなることがある津波の引き波時でも原子炉や使用済燃料プールを冷却する海水を確保できるように、取水路の奥を深く掘る設計としていました。これにより、海面が取水口より低くなった場合でも、取水路にたまつた海水で約40分間冷却を続けられます。なお、震災時に引き波により、実際に海面が取水口より低くなったのは数分間でした。



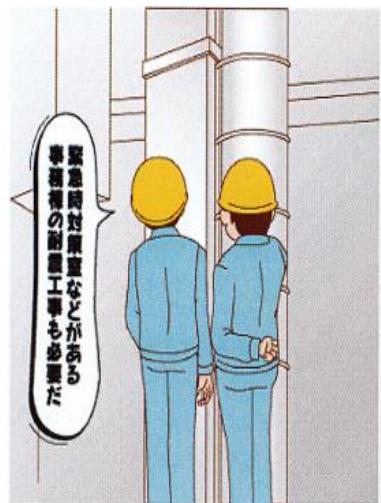
4

震災前に実施していた、約6,600カ所の耐震工事

2010（平成22）年6月までに、機器や配管をサポートで補強するなど1・2・3号機合わせて約6,600カ所の耐震工事を実施していました。また、緊急時対策室などがある事務棟の耐震工事（外壁の筋交い）も完了していました。



外壁の筋交いを設置した旧事務棟
震災時には事務棟として使用していた



2011年3月11日、設計どおり、「止める」「冷やす」「閉じ込める」が有効に機能し、安全停止しました。

止める -設計どおり原子炉が自動停止-

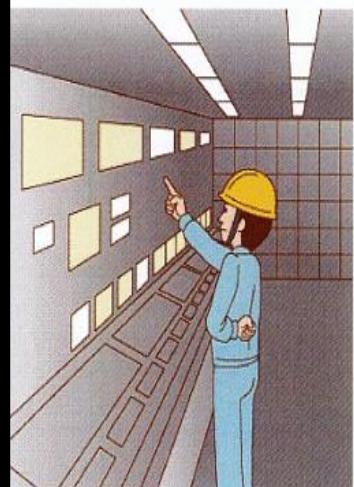
地震発生時、1・3号機は通常運転中、2号機は原子炉起動中でしたが、大きな揺れにともない、原子炉3基すべてが設計どおり自動停止しました。

冷やす -冷却機能を確保-

最大約13mの津波で一部の設備に被害はありましたが、発電所の敷地高さを越えることはありませんでした。また、燃料の冷却に必要な外部電源(送電線)1回線が確保されていたほか、建屋内の非常用ディーゼル発電機も使用可能な状態でした。

閉じ込める -放射性物質を閉じ込める-

発電所敷地内に設置してある放射線モニターの値に異常は見られませんでした。



上記の東北電力女川原発は震源地に近く、津波の大きさが東電第一よりも巨大だった女川原発は、津波対策をしていたので事故に至らなかったと説明されている。

津波対策をしないように企んだ東電第一は、もの見事に津波に襲われて、大事な財産の発電所を壊してしまった。津波対策を実施させなかった経営者らの責任は天文学的な大きさで、損害額も史上に例をみないほど多きいものと感心を持っている。

本件事故は、被告東電・被告国のウソを自然が証明した事件であるとことを、女川原発が明らかにしてくれた。

以下は、上記の  で囲った箇所を拡大して、被告らに示すものである

2011年3月11日、設計どおり、「止める」「冷やす」「閉じ込める」が有効に機能し、安全停止しました。

止める -設計どおり原子炉が自動停止-

地震発生時、1・3号機は通常運転中、2号機は原子炉起動中でしたが、大きな揺れにともない、原子炉3基すべてが設計どおり自動停止しました。

冷やす -冷却機能を確保-

最大約13mの津波で一部の設備に被害はありましたが、発電所の敷地高さを越えることはありませんでした。また、燃料の冷却に必要な外部電源(送電線)1回線が確保されていたほか、建屋内の非常用ディーゼル発電機も使用可能な状態でした。

閉じ込める -放射性物質を閉じ込める-

発電所敷地内に設置してある放射線モニターの値に異常は見られませんでした。

※ 止めるー設計どおり原子炉が自動停止

※ 冷やすー冷却機能を確保

※ 閉じ込めるー放射性物質を閉じ込める

上記の3つの機能が正確に作動して、原子炉は無事冷温停止した。

これは、正直者の勝利であり、一方、被告東電は、ウソ・偽りの敗者である。この敗者の犠牲に、原告ら発電所周辺の住民がされることはない。

(15) 総務省 OFC 勧告 第一次勧告・回答 (甲口第 121 号証)

ここに、総務省 OFC 勧告 第一次勧告・回答を提示したかといえば、被告国には自分の監理・監督の不作為を認めず、原告に対し証拠の伴わない主張を第 26 準備書面で行っているからである。以下、当勧告と回答に原告の解釈を行っていく。

原子力の防災業務に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（第一次）に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期：平成 19 年 8 月から 20 年 1 月
- 2 調査対象機関：経済産業省

【勧告日及び勧告先】平成 20 年 2 月 1 日 経済産業省

【回答年月日】平成 20 年 8 月 12 日 経済産業省

【行政評価・監視の背景事情等】

- 平成 19 年 7 月 16 日 10 時 13 分、新潟県中越地方を中心に震度 6 強、マグニチュード 6.8 の新潟県中越沖地震が発生した。東京電力柏崎刈羽原子力発電所においても、施設設計時の基準地震動を上回る地震の発生により、すべての原子炉の停止、屋外に設置してある所内電源変圧器の火災の発生などの影響があった
- 運転中又は起動中の原子炉の自動停止など原子炉の重要な安全機能は維持され、原子力災害に至らない事象であった
- これら新潟県中越沖地震による東京電力柏崎刈羽原子力発電所の被災は、原子力災害に至らない事象であったが、本行政評価・監視では、この事案を踏まえ、大規模地震への対応、特に地震発生直後の対応に関し国が緊急に改善すべき事項がないかとの点に焦点を当て、関係機関の業務についての調査を実施
- 調査の結果、大規模地震による原子力発電所の被災に際しての国の行政機関の対応や地震への備え等について、全国的な規模で改善すべき事項がみられたことなどから、これまでの調査結果を基に、経済産業省に対して、緊急に勧告を実施

原告の解釈：特になし

主な勧告事項	経済産業省が講じた改善措置状況
<p>1 国による原子力発電所の被災状況等の迅速かつ的確な把握と周辺住民等への安全・安心情報の迅速かつ的確な提供等 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>経済産業省は、原子力発電所の周辺住民を始め国民の安全・安心を確保する観点から、原子力発電所の施設・設備やその運用に影響する大規模地震が発生した場合において、原子力災害に至らない場合も含め、迅速かつ的確に、原子力発電所の被災状況や放射能漏れの有無を把握し、周辺住民等に対する安全・安心情報の提供や原子力立地道府県等への情報連絡を行うため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 大規模地震発生の直後における、原子力安全・保安院本院と原子力保安検査官事務所の役割分担並びに原子力保安検査官事務所における原子力保安検査官、原子力防災専門官及び原子力安全地域広報官がそれぞれ果たすべき役割をマニュアル等で明確化するとともに、実際にこれらの官職の役割が果たされるよう、それぞれの原子力保安検査官事務所における兼務関係を点検し、原子力保安検査官事務所に対する原子力安全・保安院本院からの所要の応援体制の構築などの措置を講ずること。</p> </div>	<p>① 大規模地震時における原子力安全・保安院本院と保安検査官事務所の役割分担については、平成20年4月に、経済産業省防災業務マニュアル原子力災害対策編（以下「防災業務マニュアル」という。）及び原子力保安検査官及び原子力防災専門官執務要領（以下「事務所マニュアル」という。）を改正し、新たに防災対策事象として盛り込んだ大規模地震時を含む大規模自然災害等が発生した場合の対処方針の中で、次のとおり明確化を行った。</p>

原告の解釈：経済産業省は空疎を語っている。本件事故に際して保安検査官たちは、全く使いものにならなかったことの裏返しを示している。

<p>(説明)</p> <p>[発生事象に対する保安検査官事務所の対応]</p> <p>事務所マニュアルにおいて、原子力保安検査官（以下「保安検査官」という。）、原子力防災専門官（以下「防災専門官」という。）等それぞれの役割の整理が明確でないことに加え、実態上も原子力保安検査官事務所（以下「保安検査官事務所」という。）の中でのこれらの官職の兼務の事実があること、原子力施設の周辺住民等への安全・安心情報の提供については、そもそも同マニュアルで十分に規定されていないことなどが、新潟県中越沖地震直後の対応において、周辺住民等への安全・安心情報の提供や新潟県等への情報連絡が迅速かつ的確に行われなかつたことの原因となつたものとみられる。</p>	<p>i) 原子力安全・保安院本院と保安検査官事務所の役割分担</p> <p>本院は、防災業務マニュアルにおいて、情報連絡・提供の中核機能を有し、原子力施設の被害状況の情報収集、分析、整理をはじめ、官邸、関係省庁、国民に情報の提供を行う等の役割を担うこととした。</p> <p>保安検査官事務所は、事務所マニュアルにおいて、後述のとおり、保安検査官等の役割を明確にした上で、現地における関係の機関との連絡・調整や情報収集の拠点として機能し、現地において原子力施設の被害状況や災害活動等についての確認を行い、地元自治体や地元住民に情報の提供を行う等の役割を担うこととした。</p> <p>ii) 保安検査官、防災専門官及び原子力安全地域広報官の役割分担</p> <p>事務所マニュアルにおいて、緊急事態等への対応（情報収集、通報、緊急参集、現場確認、自治体・マスコミへの情報提供、オフサイトセンターの活用などの初動対応）について、統括原子力保安検査官（以下「統括保安検査官」という。）が事務所全体を指揮し、防災専門官や他の事務所職員はそれに従うこととし、また、周辺住民への安全・安心情報の提供等のため、地元自治体や地元マスコミへの情報提供については、本院からの応援が派遣されるまでは、防災専門官が担うこと</p>
---	---

原告の解釈：不作為の塊で、双葉町へは事故発生時から、原告が双葉町災害対策本部長でいる間、情報提供も連絡も一切なかった。原子力防災専門官の姿を確認することもできなかった。

とした。

また、大規模地震時等における事務所職員の活動人数に応じた災害対応の優先順位（業務の優先順位）をあらかじめ定め、その中で、保安検査官や防災専門官等の役割の明確化を行った。

なお、原子力安全地域広報官については、事務所マニュアルにおいて、大規模地震時等における役割は担っていないことから、平常時における立地自治体及び住民に対する広聴・広報活動を実施する役割の明確化を行った。

iii) 保安検査官等の兼務関係を点検した上での原子力安全・保安院本院等からの応援体制

本院からの応援体制は、業務マニュアルにおいて、現地災害対策本部が設置された後は、同本部の本部長であり、現地広報官として、本院から派遣される担当審議官がこれら情報提供の役割を担うこととした。

また、現地に派遣される本院の職員を含めた現地の体制は、防災業務マニュアルにおいて、災害に係る情報分析・広報・現場調査チーム等（10数名程度を想定）により構成することとした。

なお、大規模地震時等には、必要に応じ近隣の事務所間や本院との間の相互支援を行うこととした。

原告の解釈：ここは、作文で、実際に機能したわけではない。

<p>(勧告)</p> <p>② オフサイトセンターに設置されているERSS、テレビ会議システム及び通信設備の活用が可能となるよう早急に運用マニュアルを見直すこと。</p>	<p>② ERSSについては、平成20年度中に、常時監視化向けたシステムの改修を予定している。これにより、常にプラントの状態を把握することが可能となるため、情報を収集する際の発電所からのデータの伝送について、特段の取り決めは必要が無くなる。</p> <p>システムが改修されるまでの間に、大規模地震が発生した場合、データの伝送を行うよう各電気事業者に対して通知文（「ERSSへのデータ伝送に係る当面の運用変更について」（平成20年2月14日付け原院第3号））を発出した。</p> <p>また、テレビ会議システム、ERSS及び通信設備の大規模地震時等での活用については、事務所マニュアルにおいて、防災専門官の役割の中で、テレビ会議システム等による対策本部との密接な情報交換等を行うなどの明確化を行った。</p> <p>なお、これらのシステムや設備等があるオフサイトセンターの運営要領についても、大規模地震時等の対応を踏まえて平成20年度中に改正することを予定している。</p>
<p>(説明)</p> <p>〔発生事象に対する保安検査官事務所の対応〕</p> <p>新潟県中越沖地震発生後、保安検査官事務所職員が防災車で柏崎刈羽原子力発電所に向かったが、渋滞に巻き込まれ、通常20分で到着するところを2時間以上かかり、国が被災状況等を直接確認するのが大きく遅れた。</p> <p>〔上記対応の原因〕</p> <p>ERSS（注）、テレビ会議システムなど、オフサイトセンターに設置されている情報把握等に有効な施設・設備は、事務所マニュアル等において、原子力事業所の原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の通報を行ったときに活用することとされている。このため、新潟県中越沖地震による事象への対応としては活用されなかった。</p> <p>（注）ERSSは、原子力発電所から送られてくる情報に基づき、原子力発電所の運転情報や原子力発電所の敷地内に設置されているモニタリングポストの放射線測定値等を表示するとともに、事故等が発生した場合、原子炉の状況を把握し、原子力災害の進展を予測することができるものであり、オフサイトセンター、原子力安全・保安院本院や原子力安全委員会等に設置されている。</p>	

原告の解釈：ウソを語っている。テレビ会議システムは使っていないし、オフサイトセンターについても、機能させなかった。

<p>(勧告)</p> <p>③ 保安検査官事務所の防災車が原子力発電所に迅速に到着できるような方策について、警察等の関係機関と早急に協議し、実施可能な体制を整えること。</p>	<p>③ 大規模地震時等における警察車両による自動車誘導への協力について、各保安検査官事務所から道府県警に対して説明を行い、各道府県警から協力の回答を得るとともに、連絡体制を構築した。</p>
<p>(説明)</p> <p>〔発生事象に対する保安検査官事務所の対応〕</p> <p>新潟県中越沖地震発生後、保安検査官事務所職員が防災車で柏崎刈羽原子力発電所に向かったが、渋滞に巻き込まれ、通常 20 分で到着するところを 2 時間以上かかり、国が被災状況等を直接確認するのが大きく遅れた。</p>	
<p>〔上記対応の原因〕</p> <p>保安検査官事務所の防災車は、一般車として災害発生時の交通規制による渋滞に巻き込まれた。</p> <p>(勧告)</p> <p>④ 保安検査官事務所のホームページについて、周辺住民等に安全・安心情報等を迅速かつ的確に提供できるよう運用マニュアルを作成すること。</p> <p>(説明)</p> <p>〔発生事象に対する保安検査官事務所の対応〕</p> <p>原子力発電所の安全・安心情報を周辺住民等に対して発信する手段としては、報道発表のほか、保安検査官事務所のホームページ</p>	<p>④ 事務所マニュアルにおいて、統括保安検査官又は防災専門官（両者が可能な場合は、統括保安検査官が優先する。）は、ホームページに掲載する内容を作成し、本院の企画調整課及び原子力安全広報課に送付・連絡することとした。</p> <p>また、ホームページの更新は、原子力施設の周辺地域で大規模地震が発生した場合又は原子力施設や設備に重大な損傷が発生した後、速やかに行うこととした。</p>

原告の解釈：④については、不明で解釈ができない。

<p>ジによる情報提供がある。全国 21 か所の保安検査官事務所では、それぞれに情報を発信するためのページがあり、周辺住民等が自分から情報にアクセスできるという利点もある。しかしながら、新潟県中越沖地震発生後、保安検査官事務所のホームページは、安全・安心情報の提供には活用されなかった。</p> <p>〔上記対応の原因〕</p> <p>保安検査官事務所のホームページについては、いつ、どのようにホームページを更新するかについての運用の方針が明確ではなく、トラブル等の発生時等におけるホームページによる情報提供に関する規定はない。</p>	
<p>2 原子力発電所の災害応急対策上重要な施設等の地震対策 (勧告)</p> <p>経済産業省は、原子力発電所の周辺住民を始め国民の安全・安心を確保する観点から、緊急時対策室、外部への情報送信上重要な設備など、災害応急対策上、重要な原子力発電所の施設・設備の地震対策については、原子力事業者による取組を指導し、原子力事業所ごとの進ちょく状況をフォローして公表するとともに、これらの施設・設備に係る耐震性を考慮した基準を整備する必要がある。</p> <p>（説明）</p> <p>i) 緊急時対策室の地震対策</p>	<p>緊急時対策室の耐震性に係る基準については、緊急時対策室の耐震性を消防庁舎等の防災拠点施設に求められる程度に確保する旨の方針を総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会において「中越沖地震における原子力施設に関する自衛消防及び情報連絡・提供に関する WG 報告書」の中で取りまとめ、平成 20 年 4 月 14 日、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会に報告した。</p> <p>現在、この方針を受けて、消防機関への専用回線等が設置され</p>

原告の解釈：何もやっていない。したがって形がないので、バックチェックすら不可能だった。

<p>〔発生事象〕</p> <p>災害発生時に発電所の非常災害対策本部の部屋となる緊急時対策室には、消防機関等への専用回線、原子炉の運転状況やモニタリングポスト等の放射線測定値を把握できる設備、テレビ会議システムなどが設置されているが、新潟県中越沖地震により、ドアがゆがんで開かなくなり、地震発生から47分後にドアをこじ開けるまで利用できなかった。</p> <p>緊急時対策室は、高水準の耐震性（注）は特に備えていない事務本館に設置されていた。</p> <p>〔調査結果〕</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所及び他の9か所の計10原子力発電所における施設・設備の地震対策について調査したところ、すべての原子力発電所において、防災上重要な施設であり、かつ、重要な設備が設置されている緊急時対策室は、事務本館（管理事務所等）に設置されていた。</p> <p>（注）発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）におけるSクラス又はBクラスをいう。</p> <p>ii) 中央処理装置の地震対策</p> <p>〔発生事象〕</p> <p>モニタリングポスト等で測定した放射線量のデータをインターネット等へ送信する中央処理装置が地震時に横ずれし、ケーブルのコネクタが接触不良を起こしたため、新潟県庁への放</p>	<p>る緊急時対策室について、電気事業法（昭和39年法律第170号）が求める技術基準（発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第62号））の解釈文書の改正手続きを行っている。</p> <p>各電気事業者による取組への指導については、事業者に「自衛消防及び情報連絡・提供に係るアクションプラン」を提出させているところであり、その後も、事業者が当該アクションプランに沿って緊急時対策室の耐震性について評価を行い、必要に応じて補強等の対策を講じることを原子力防災小委員会において確認し、進ちょく状況を公表している。</p> <p>また、中央処理装置の地震対策についても同アクションプランに沿って対策が進められており、今後とも、原子力防災小委員会において、事業者ごとのアクションプランの進ちょく状況についてフォローアップを行い、必要な指導を行うこととする。</p>
---	---

原告の解釈：まるで、やるやる詐欺にかかったようで、言葉が浮かんでこない。

<p>射線量のデータを送信することができなかった。</p> <p>〔調査結果〕</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所及び他の 9か所の計 10 原子力発電所における施設・設備の地震対策について調査したところ、3 原子力発電所において、外部への情報送信を担う中央処理装置について、固定等の耐震措置が講じられておらず、かつ、高水準の耐震性は特に備えていない建屋等に設置されていた。</p>	
---	--

原告の解釈：本件事故時に、指摘されていた高性能フィルターを換気設備に取り付けていないので、大熊のオフサイトセンターを引き上げさせた。総務省の指摘を完成させなかつた国、県の不作為により放射性物質の侵入を許してしまつた。

(16) 津波対策の推進に関する法律 (甲イ第 57 号証)

(平成 23 年 6 月 24 日法律第 77 号)

津波は、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災においても明らかになったように、一度発生すると、広域にわたり、国民の生命、身体及び財産に甚大な被害を及ぼすとともに、我が国の経済社会の健全な発展に深刻な影響を及ぼすおそれがある災害である。我が国は、過去幾度となく津波により甚大な被害を受け、また、東日本大震災により多くの尊い命を失ったことは、痛恨の極みである。さらに、東日本大震災では、原子力発電所の事故による災害の発生により、地域住民の生活及び我が国の経済社会に深刻な影響を及ぼしている。

他方、津波は、その発生に際して国民が迅速かつ適切な行動をとることにより、人命に対する被害を相当程度軽減することができるところから、津波及び津波による被害の特性、津波に備える必要性等に関する国民の理解と関心を深めることが特に重要であり、東日本大震災という未曾有の大災害を受け、その重要性が一層高まっている。

我が国は、地殻の境界及びその周辺に位置し、常に、大規模な地震及びこれに伴う津波による被害を受ける危険にさらされており、多数の人命を奪った東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、これまでの津波対策が必ずしも十分でなかつたことを国として率直に反省し、津波に関する最新の知見及び先人の知恵、行動その他の歴史的教訓を踏まえつつ、津波対策に万全を期する必要がある。

ここに、津波に関する基本的認識を明らかにするとともに、津波対策を総合的かつ効果的に推進するため、この法律を制定する。

民主党政権での廃案と批判 『ウイキペディアより』

2010年（平成22年）4月13日に自民党の二階俊博と松本純らで津波対策議員連盟が発足する。同年6月に自民党の松本純と小野寺五典ら野党議員が2010年（平成22年）2月に起きたチリ地震（2010年）では避難指示で3.8%の住民しか避難しなかったために、死者802人の大半である500人以上の津波犠牲者だったことへの対応を元に「津波対策の推進に関する法律案^{[3][4]}」を6月11日に議員立法で提出したが^[5]第174回国会衆議院本会議^[6]で民主党が消極的だったため本格審議されずに継続審議の「つるし」扱いとなっていた。2011年（平成23年）3月11日の東北地方太平洋沖地震の死者の90.64%（14,308人）が大津波による溺死という甚大な被害が生じた。その後、与党民主党は法案への態度を転換して野党案をベースに共同提案に応じ、法案は震災後である2011年（平成23年）6月9日に再提出されて翌日可決と参議院受理、6月15日に参議院に委員会を通過し、6月17日に参議院本会議で可決、6月24日に津波対策の推進に関する法律として法案は成立した。法案成立後の6月20日の参院東日本大震災復興特別委員会で自民党の赤沢亮正は（法案が会期内に成立していた場合のように）東北大震災の前年（2010年（平成22年））の11月5日が「津波の日」に指定されていたら、全国で（津波発生に備えた）避難訓練が行われるはずだった。民主党の不作為で津波の被害者が増大したと批判した。菅直人首相は早期に法案を通していればもっと人命救えたと述べて民主党政権の非を認めた^{[7][8][9][10][11][12]}。2012年（平成24年）に赤澤も参加した自由民主党国土強靭化総合調査会（会長：二階俊博衆議院議員）の第11回会合では「津波対策法案は一昨年、二階先生が中心に作られ国会に提出されたが、与党・民主党が乗らず、東日本大震災後によくやく成立した。震災前に法案が通っていれば、もっと色々と防げたものもあった。民主党はいつも後手後手の対応である。」と民主党の法案への対応を総括している^[13]。

「6月11日に議員立法で提出したが第174回国会衆議院本会議で民主党が消極的だったために本格審議されずに継続審議の『つるし』扱いとなっていた。」とは、国会議員の体質の汚点を露見した大問題である。

「2011年（平成23年）3月11日の東北地方太平洋沖地震の死者の90.64%（14,308人）が大津波による溺死という甚大な被害が生じた。」この死者たち

は、政府の不作為による死であって、国家賠償事案であることは間違いない。

まとめ

東北地方太平洋沖地震による災害の起源は、中央防災会議の形骸化による、任務懈怠で被害が甚大化した。随伴事象で東京電力株式会社福島第一原子力発電所に長期評価で示されていた大津波が襲い、なす術もなく壊れた。

当準備書面は、被告国第 26 準備書面に反論するもので、（その 1）と（その 2）の 2 部に分けて、本準備書面は（その 1）として、事故に至る経緯を中心述べたものである。

原告は事故発生当時、双葉町長をしており、災害発生時には双葉町災害対策本部長として、町民の生命、身体及び財産を保護することが、災害対策基本法並びに双葉町地域防災計画及び同原子力災害対策計画に定められていた。この取り決めに原子力災害対策特別措置法が加わり、同法に基づき「原子力災害緊急事態宣言」が発出されて、現在に至っている。

被告第 26 準備書面は、原告側の専門家の「善意の国民」の提言に批判・反論を述べているが、被告国事故前の足跡をたどり、被告国に批判できるだけの実績があるのかを質さなければならないので、様々な角度から代表する資料を提示して、被告の批判に正当性はありませんよという説明を、原告自身が統括して第 37 準備書面（その 1）に提示したものである。

おわり